

第3次東大和市 障害者総合プラン

第6次東大和市障害者計画
第7期東大和市障害福祉計画
第3期東大和市障害児福祉計画



令和6年度～令和8年度

令和6年3月
東大和市

本計画では人権をより尊重する観点から、可能な限り「障害者」を「障害のある人」、「障害児」を「障害のある児童」と表記しています。

ただし、国の法律や国や東京都の通知等においては、「障害者」「障害児」等の表記がされているため、それらを引用して表記する際には、「障害者」「障害児」等の表記を用います。

『障害のある人が、住み慣れた地域で、 いつまでも暮らし続けられる 「共生のまち」をめざして』



このたび、「第2次東大和市障害者総合プラン」が計画期間の最終年度を迎えたことから、新たに、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする、「第3次東大和市障害者総合プラン」を策定いたしました。

策定にあたり参考とする、国の「基本的な指針」において、障害のある方の高齢化や障害の重度化に対する施策の推進をはじめ、引き続き既存施策の拡充に力点が置かれていることから、市においても基本的には「第2次東大和市障害者総合プラン」の内容を踏襲しております。

一方、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月には、民間事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が、「努力義務」から「義務」となります。このような状況を踏まえ、市は障害のある方々の権利擁護や市民への理解促進の施策をさらに推進する必要があります。

また、障害福祉サービスを支え、支援に携わる専門的人材の確保及び支援の質の向上を図ることにつきましても、引き続き重要な課題となっております。

こうしたことから、この計画では、既存の施策の充実強化に重きを置いた取組みを中心にまとめており、障害のある方々のための多機関の連携や、障害に関する市民の理解促進、障害のある人への配慮等に関する啓発にも、引き続き力を入れております。これらの取組は、地域全体で障害のある方々を支える基礎となり、最終的には、障害の有無にかかわらず、地域全体で支え合う地域共生社会の実現にも資するものと考えております。

この計画に基づく施策によって、障害のある方々が、住み慣れた地域である、この東大和市でいつまでも安心して暮らし続けられるよう願っております。

結びに、本計画の策定にあたり、市民の皆様をはじめ、東大和市議会や東大和市地域福祉審議会、東大和市地域自立支援協議会並びに関係者の皆様より、多くの貴重なご意見を頂戴しましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。また、この計画の実施にあたり、関係機関の皆様と連携を図り、着実に事業を実施してまいりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

東大和市長 和地 仁美

目次

第1章 総論

第1節 計画の概要	1
(1)計画策定の趣旨	1
(2)計画の位置づけ	1
(3)計画の対象者	2
(4)計画の期間	2
第2節 計画策定の背景	3
(1)国等の障害者施策の動向	3
(2)国の障害者基本計画	8
(3)障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定	9
(4)東大和市における関連する計画等の策定状況	10

第2章 計画の理念と目標

第1節 計画の理念	13
第2節 計画の目標	14
第3節 重点施策	15
第4節 施策の体系	16

第3章 障害福祉をめぐる東大和市の状況

第1節 障害のある人の状況	19
(1)障害者手帳所持者数の推移	19
(2)身体障害のある人	20
(3)知的障害のある人	22
(4)精神障害のある人	23
(5)難病患者	23
(6)支援が必要な子ども	24
第2節 障害福祉サービスの利用状況	25
第3節 アンケート調査結果	28
(1)調査の実施概要	28
(2)調査結果の概要	29

第4章 障害のある人に係る施策の展開

目標1 自立を支える基盤の整備と充実	37
1 障害のある人に対する差別の解消と権利擁護の推進	38
2 相談支援体制の充実	40
3 関係機関のネットワーク構築	42
目標2 自立を支えるサービスの充実	44
1 サービス利用支援	45
2 障害者総合支援法に基づく給付費の支給	47
3 日常生活の支援	48
4 情報・コミュニケーションの支援	51
5 移動・外出のための支援	52
6 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施	54
7 手当等の支給	56
目標3 ライフステージに対応した支援の充実	58
1 障害のある子どもへの支援	59
2 就労の支援	62
3 生涯学習と社会参加の支援	64
目標4 共生社会実現をめざした地域づくり	67
1 障害のある人への理解促進及び地域におけるインクルージョンの推進	68
2 共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成	70
3 安全・安心なまちづくり	71

第5章 数値目標と確保の方策

第1節 令和8年度の数値目標	75
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	75
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	77
(3)地域生活支援の充実	78
(4)福祉施設から一般就労への移行等	79
(5)障害児支援の提供体制の整備等	81
(6)相談支援体制の充実・強化等	82
(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	84

第2節 障害福祉サービス等の見込量とその確保の方策	85
(1)訪問系サービス	85
(2)日中活動系サービス	87
(3)居住系サービス	93
(4)相談支援サービス	95
第3節 障害児支援の見込量とその確保の方策	97
(1)児童発達支援	97
(2)放課後等デイサービス	98
(3)保育所等訪問支援	98
(4)居宅訪問型児童発達支援	99
(5)障害児相談支援	99
(6)医療的ケア児支援コーディネーターの配置人数	100
第4節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	101
(1)保健、医療及び福祉関係者による協議の場	101
(2)精神障害のある人の地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数	101
第5節 相談支援体制の充実・強化のための取組	103
(1)基幹相談支援センターの設置	103
(2)地域の相談支援体制の強化	103
第6節 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	105
第7節 地域生活支援事業の実施に関する事項	106
(1)理解促進研修・啓発事業	106
(2)自発的活動支援事業	106
(3)相談支援事業	107
(4)成年後見制度利用支援事業	109
(5)成年後見制度法人後見支援事業	109
(6)コミュニケーション支援事業	110
(7)日常生活用具給付等事業	111
(8)移動支援事業	111
(9)地域活動支援センター	112
(10)その他の事業	113

第6章 計画の実施と評価

第1節 障害のある人の地域生活支援の仕組み	117
第2節 計画の評価と進行管理	117

資料

東大和市地域福祉審議会	119
(1)設置条例	119
(2)委員名簿	121
審議経過	122
(1)地域福祉審議会 全体会	122
(2)地域福祉審議会 障害者部会	123
(3)パブリックコメント	123
(4)市民説明会	124
(5)地域自立支援協議会	124
(6)答申	124
用語解説	125

第1章

総論

第1節 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

東大和市は、平成18年5月、障害者基本法に基づく障害者計画を包含する「第三次東大和市地域福祉計画」(計画期間：平成18年度から平成22年度)を策定し、また、平成19年3月には、障害者自立支援法に基づく「第1期東大和市障害福祉計画」を策定しました。

その後、児童福祉法の改正によって策定が義務付けられた障害児福祉計画を加え、3年ごとに障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定し、障害者施策を総合的に推進してまいりました。

このたび、現行計画の計画期間が終了を迎えることから、これまでの進捗状況を踏まえ、新たな課題に対応した「第3次東大和市障害者総合プラン(第6次東大和市障害者計画・第7期東大和市障害福祉計画・第3期東大和市障害児福祉計画)」(計画期間：令和6年度から令和8年度)を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画の根拠法は次のとおりです。

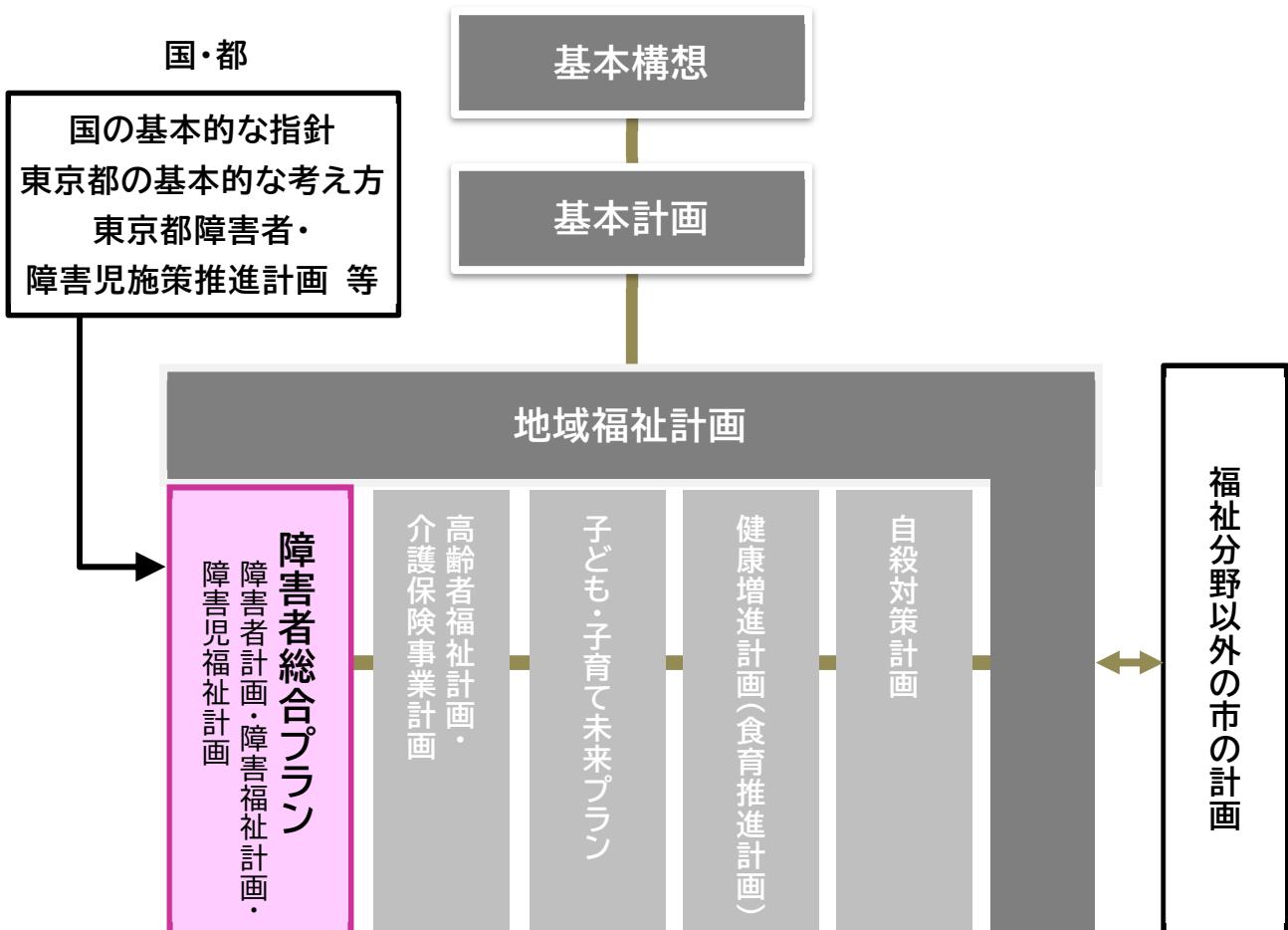
第3次東大和市障害者総合プランにおける各計画の根拠法

第3次東大和市障害者総合プランの各計画	根拠法
第6次東大和市障害者計画	「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく計画です。
第7期東大和市障害福祉計画	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)第88条第1項の規定に基づく計画です。
第3期東大和市障害児福祉計画	「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づく計画です。

また、東大和市総合計画「第三次基本構想及び第五次基本計画」を上位計画に、第六次東大和市地域福祉計画や関連計画と調和を図り策定します。

なお、第6次東大和市障害者計画は、国の「障害者基本計画(第5次)」を踏まえ、第7期東大和市障害福祉計画・第3期東大和市障害児福祉計画は、障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る国との基本的な指針に即し、かつ両計画の策定に向けた東京都の基本的な考え方を踏まえた数値目標等を内容とするものです。

第3次東大和市障害者総合プランと他計画の関係



(3) 計画の対象者

「計画の対象者」とは、障害者基本法の定義に基づく身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人を総称するものです。

(4) 計画の期間

本計画は、障害のある人や障害のある児童に係る計画として一体的に策定することから、障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための国の基本的な指針に定める計画策定時期、期間及び見直し時期の規定と整合を図り、計画期間を令和6年度から令和8年度の3か年とします。

なお、次期の計画である第4次東大和市障害者総合プラン(第7次東大和市障害者計画・第8期東大和市障害福祉計画・第4期東大和市障害児福祉計画)は、計画期間を令和9年度から令和11年度の3か年とし、令和8年度中に策定します。

第2節 計画策定の背景

(1) 国等の障害者施策の動向

①障害者基本法

障害者基本法は、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定めた法律で、平成5年の改正で法律名も「障害者基本法」となりました。平成16年の改正により、国は、「障害者基本計画」、都道府県・市町村は、「障害者計画」を策定しなければならないこととされました。

また、平成23年の改正により次の事項が定められました。

- 「障害のある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現」が法の目的として新たに規定されました。
- 「障害」の範囲について、発達障害や難病などに起因する障害が含まれることを明確化する観点から、精神障害に「発達障害を含む。」と定義し、難病などに起因する障害については「その他の心身の機能の障害」に含むものとして整理されました。
- 障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図るに当たってするべき事項として、地域社会における共生、コミュニケーション手段の選択の機会の確保が、新たに規定されました。

②障害者自立支援法

平成15年4月、支援費制度が導入され、障害のある人を対象とした福祉サービスは、「措置制度」から、「契約に基づく制度」に大きく変更されました。しかし支援費制度は、急激に増加した利用者に対し財源保障がなされていないこと、旧来の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法といった個別法に依拠していたことなどの課題を抱えて、制度開始早々から制度改革が検討され、その結果、平成18年4月、障害者自立支援法が施行されました。

障害者自立支援法には次の5つのねらいがあります。

- 障害のある人の福祉サービスを一元化
- 利用者本位のサービス体系に再編
- 安定的な財源の確保
- 障害のある人がもっと働ける社会の実現
- 支給決定の透明化、明確化

なお、障害者自立支援法第88条により、市町村は「市町村障害福祉計画」を定めるものとされ、計画には、障害福祉サービス等の必要な見込量、見込量を確保するための方策を盛り込むと規定されました。

障害者自立支援法により、障害福祉サービスの利用について1割の負担が導入されたことは、障害当事者の反発を招き、施行後ほどなくして利用者負担が軽減され、以後さらなる利用者負担軽減等の改正が繰り返されました。

また、財源確保のために国庫負担基準額を設けたため、重度の障害のある人に必要な介助量が支給されないという事態も招きました。

障害者自立支援法施行による生活への影響は大きく、全国各地で訴訟が提起されました。裁判は、平成22年1月、厚生労働省との基本合意書を締結して終結しました。基本合意書では、障害者自立支援法の廃止と新法の制定が約束されました。

③障害者総合支援法

平成21年12月、障害者自立支援法への障害当事者からの異議申立ての結果として新たな制度検討が求められたことと、「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)の批准を目的とする国内法の整備の必要から「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。その下に「障がい者制度改革推進会議」が設けられ、さらに障害者自立支援法後の新たな法の検討を目的に、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設置されました。

これを受け、平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改称され、平成25年4月(一部平成26年4月)に施行されました。

法律名改称に伴う改正の概要は、次のとおりです。

- 平成23年8月に施行された改正障害者基本法の目的や基本原則を新法の基本理念として規定した。
- 制度の谷間のない支援を提供する観点から、「障害者」の定義に新たに難病等を加え、障害福祉サービス等の対象とした。
- 障害程度区分を障害支援区分に改め、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとした。
- 重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化、地域移行支援の対象拡大等

④障害者虐待防止法

平成23年6月、「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が成立、平成24年10月に施行されました。

本法律では、障害のある人への虐待を①養護者による虐待、②福祉施設従事者等による虐待、③使用者による虐待と定義して、市町村、都道府県などの責務を規定しています。養護者による虐待では、通報を受けた市町村は、立入調査等で事実確認をし、必要に応じて被虐待者の一時保護等も行うこととされました。施設従事者等による虐待に対しては都道府県が、使用者による虐待に対しては都道府県労働局が指導することとされました。

また、虐待対応の窓口として、市町村の部局または施設において「障害者虐待防止センター」、都道府県の部局または施設において「障害者権利擁護センター」の機能を果たすようにすると規定されました。

⑤障害者優先調達推進法

平成25年4月、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が施行されました。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害のある人の自立に資することを目的とするものです。

⑥障害者雇用促進法

昭和62年に身体障害者雇用促進法は、現在に続く「障害者雇用促進法」へと改名され、平成10年には知的障害のある人が、平成30年には精神障害のある人が、法律の適用対象となりました。

⑦障害者差別解消法

平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が成立し、平成28年4月に施行されました。

この法律では、主に次のことを定めています。

- 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」(不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供)を禁止すること。
- 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的な内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

⑧障害者権利条約

平成18年12月、国連において「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択されました。国は、条約批准に向けた国内法の整備として、障害者基本法の改正、障害者自立支援法の改正と障害者総合支援法の施行、障害者雇用促進法の改正、障害者差別解消法の制定等を行い、平成26年1月、条約を批准、2月に発効しました。

障害者権利条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としており、条約に基づいた取組が国内外で進められています。

⑨障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しと児童福祉法の改正

法施行後3年を目途とした見直しにより、「生活」と「就労」に対する支援をより一層充実させることを目標とした新サービスの創設や、既存のサービスをより充実させるために「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が制定され、平成30年4月から施行されました。

障害者総合支援法と児童福祉法の主な改正点は次のとおりです。

- 自立生活援助、就労定着支援の創設
- 重度訪問介護の訪問先の拡大
- 高齢の障害のある人の介護保険サービスの円滑な利用
- 居宅訪問型児童発達支援の創設
- 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- 医療的ケア児に対する支援

⑩地域包括ケア強化法と共生型サービスの創設

地域共生社会の実現に向けて、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換をめざして、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(地域包括ケア強化法)が平成30年4月に施行されました。

この中で「地域共生社会の実現に向けた取組の推進等」として、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化、高齢者と障害のある児童や人が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが創設されました。

⑪その他、障害のある人の社会参加を支える法律

平成30年6月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害のある人による文化芸術活動を幅広く促進することとされ、文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保等の基本的施策が定められました。

令和元年6月、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、視覚障害のある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、視覚障害のある人等の図書館利用に係る体制整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化、特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援等が規定されました。

⑫現計画期間における障害者施策等の動向

【医療的ケア児支援法の施行】

恒常に医療的ケアが必要な児童が日常生活や社会生活を営めるよう支援するために、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(医療的ケア児支援法)が令和3年9月に施行されました。

この法律における基本理念は、次のとおりです。

- 医療的ケア児及びその家族の生活を社会全体で支援しなければならない。
- 医療的ケアの有無にかかわらず、子どもたちが共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、個々の状況に応じて、関係機関・民間団体が密に連携し、医療・保健・福祉・教育・労働について切れ目なく支援が行われなければならない。
- 医療的ケア者(18歳以上)も適切な保健医療・福祉サービスを受けながら日常生活や社会生活を送ることができるように支援を行わなければならない。
- 住んでいる地域に関係なく、医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けられるようにする。

【障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行】

令和4年5月、施行されたこの法律では、障害のある人による情報の取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を資することを目的としています。

【障害者権利条約について国連権利委員会の勧告】

条約に基づきどのような取組をしてきたのか、国連権利委員会による初めての審査が行われ、令和4年9月、総括所見と改善勧告が公表されました。主な改善勧告は以下の点です。

- 障害のある児童を含む障害のある人が地域で暮らす権利が保障されていない。
- 精神科病院の強制入院は障害に基づく「差別」であり、自由を奪っている法令の廃止を求める。
- 分離された特別支援教育の中止に向け、「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画の策定を求める。

【障害者差別解消法の改正】

法施行後3年目の見直しを経て令和3年5月に改正され、これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」となりました。改正法は令和6年4月に施行されます。

【障害者総合支援法等の改正】

平成30年の改正法施行3年後の見直し規定に基づく改正法が令和6年4月に施行されます。主な改正のポイントは以下のとおりです。

- 障害のある人等の地域生活の支援体制の充実(障害者総合支援法)
 - ・グループホームの支援内容にひとり暮らし等を希望する者への支援等を加える。
 - ・基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の整備を市町村の努力義務とする。
- 障害のある人の就労支援及び障害者雇用の質の向上の推進(障害者総合支援法・障害者雇用促進法)
 - ・就労選択支援サービスの創設
 - ・労働時間が週10～20時間未満の障害のある人を雇う場合、雇用率に算定する特例
- 精神障害のある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備(精神保健福祉法)
 - ・医療保護入院の仕組みの見直し
- 難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化(難病医療法、児童福祉法)
 - ・症状が重症化した場合に円滑に医療費助成を受けられる仕組みの整備
 - ・難病患者「登録証」発行事業
- 児童発達支援センターの役割・機能の強化(児童福祉法)
 - ・児童発達支援センターが、地域における障害のある児童の支援の中核的役割を担うことを明確化
 - ・児童発達支援センターの類型(福祉型・医療型)の一元化

(2) 国の障害者基本計画

国は、令和5年度から5か年を計画期間とする「障害者基本計画(第5次)」を令和5年3月に策定しています。

国が講すべき障害者施策の基本的方向について次のように掲げられています。

- 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 安全・安心な生活環境の整備
- 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 防災、防犯等の推進
- 行政等における配慮の充実
- 保健・医療の推進
- 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 教育の振興
- 雇用・就業、経済的自立の支援
- 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 国際社会での協力・連携の推進

(3) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定

①国の基本的な指針

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定は、国の基本的な指針(子ども家庭庁・厚生労働省 告示第1号)に即することとされ、令和5年5月に告示されました。

主な見直しのポイントは以下のとおりです。

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害のある児童のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害のある人等支援の一層の充実
- 地域における相談支援体制の充実・強化
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害福祉サービスの質の確保
- 障害福祉人材の確保・定着
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- 障害のある人による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- その他:地方分権提案に対する対応

②両計画の策定に向けた東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第5回専門部会資料より)

<障害(児)福祉計画の基本理念>

都は、障害者権利条約や、障害者基本法、障害者総合支援法の基本理念を踏まえて、自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという、「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害がない者と等しく、どのような状況においても人間としての尊厳を持って地域で生活できる社会の実現をめざして、障害者施策を計画的かつ総合的に推進する。

基本理念Ⅰ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現

基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

基本理念Ⅲ 障害者がいきいきと働く社会の実現

(4) 東大和市における関連する計画等の策定状況

①第三次基本構想・第五次基本計画

東大和市総合計画「輝きプラン」では、令和23年度に市がめざすべき“まち”的姿(将来都市像)を掲げる(第三次基本構想)とともに、その将来像を実現するために令和4年度から令和13年度の10年で行うべき施策(第五次基本計画)を定めています。

第三次基本構想では、以下の6つの基本施策を掲げています。

- 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり
- 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり
- 安全・安心で利便性が高いまちづくり
- 心豊かに暮らせるまちづくり
- 環境にやさしいまちづくり
- 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり

②子ども・子育て未来プラン

令和2年3月に令和2年度から令和6年度を計画期間とする「東大和市子ども・子育て未来プラン」を策定しました。

子ども・子育て未来プランでは、以下の基本目標を掲げています。

- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります
- ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります
- 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります
- 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります
- 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

③健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針

生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生を送ることができることをめざして、平成30年度に「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」を策定し、令和2年度に、健幸都市宣言を行いました。

5つの取組方針は次のとおりです。

- 身体機能を維持・改善する運動習慣の定着
- 身体を良好な状態に保つ食生活の実践
- 孤立を防ぐ社会参加の促進
- 病気を予防・早期発見する受診の促進
- 健康づくりにつながる環境の整備

④地域福祉計画ほか福祉分野の計画

平成30年4月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(地域包括ケア強化法)が施行されました。これに伴い、社会福祉法が改正され、「地域福祉計画」が各種福祉関係計画の上位計画として位置づけられ、地域福祉計画において福祉の各分野における共通事項を定めることとされました。

当市では、令和3年度から計画期間とする地域福祉計画、障害者総合プラン(第5次東大和市障害者計画・第6期東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画)、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、健康増進計画、自殺対策計画を策定し、地域福祉計画を上位計画として、各分野の計画の整合を図りながら福祉の推進を図っています。

⑤SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標です。

令和12年を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGs では、達成すべき具体的目標として、17のゴール(意欲目標)と169のターゲット(行動目標)が示されています。

この SDGs について、国では、平成28年に「SDGs 実施指針」を策定し、SDGs を全国的に実施するためには、地方自治体などによる積極的な取組が不可欠であるとしています。

当市では、SDGs で掲げられている17のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関連があり、地方自治体の取組そのものが、SDGs の達成につながるものであると考えています。本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGs の達成に取り組んでいきます。

SDGs の 17 のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



上記のうち、本計画と密接な関連のあるゴールは、以下のとおりです。

本計画と密接な関係のあるゴール



第2章

計画の理念と目標

第1節 計画の理念

令和3年3月に策定した第2次東大和市障害者総合プラン(第5次東大和市障害者計画・第6期東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画)では、計画の理念を次のように定めました。

『障害のある人もない人も、お互いを尊重し、ともにつくろう、共生のまち東大和』

これは、障害者基本法第1条に掲げられた理念を基本としつつ、障害のある人を含む地域に暮らす全ての人が支え合う仕組みの構築をめざしたものであります。

令和4年9月の障害者権利条約に係る国連の障害者権利委員会による勧告、令和5年3月に策定された第5次障害者基本計画、さらには令和6年4月に施行される障害のある人の福祉に関する各改正法を踏まえると、障害のある人が住み慣れた地域で、いつまでも暮らし続けられることがますます重要であると考えられます。

そのためには、障害の有無にかかわらず、地域を構成するあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、助けあって暮らしていく「地域共生社会」の構築に向けた取組が重要です。

このようなことから、第3次東大和市障害者総合プラン(第6次東大和市障害者計画・第7期東大和市障害福祉計画・第3期東大和市障害児福祉計画)では、現計画の理念を引き継ぎつつ、障害のある人が、住み慣れた地域、この東大和市で、いつまでも暮らし続けられる「共生のまち」をめざして、様々な取組を進めていく必要があるとの観点から、計画の理念を次のように定めます。

『**障害のある人が、住み慣れた地域で、
いつまでも暮らし続けられる「共生のまち」をめざして**』

第2節 計画の目標

本計画では、理念を実現するために次の4つの目標を掲げます。

目標1

自立を支える 基盤の整備と充実

障害のある人の人権が尊重され地域で自立した生活を送ることができるように、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。

また、障害のある人が安心した生活を送り、必要なサービスを適切に受けられるよう、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図ります。

目標2

自立を支える サービスの充実

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づきサービス提供体制の整備に努めます。

その他、障害のある人が地域で自立した生活を送るために、日常生活支援、情報・コミュニケーション支援、移動・外出の支援、医療に係る支援、経済的支援等の充実に努めます。

目標3

ライフステージに 対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じて様々な課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。

また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。

目標4

共生社会実現を めざした地域づくり

眞の共生社会を実現するためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁(バリア)をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための活動を推進します。

また、共生社会を支えるための人材育成や地域・環境の醸成、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりを進め、障害のある人と障害のない人が共に暮らし、学び、楽しみ、働く、インクルーシブな地域社会の形成をめざします。

第3節 重点施策

本計画の期間中に、特に重点的に取り組む項目として、以下の重点施策を掲げます。

重点施策1 障害のある人の権利擁護、理解促進のための施策

障害のある人の多くは、日常生活で差別や偏見を感じています。共生社会実現のために、障害のある人の権利擁護や、障害のある人への理解促進を進める施策に取り組んでいきます。

- 障害者差別解消法の周知、法に基づく取組を一層、進めます。
- 障害のある人への理解を促進するための取組を進めます。
- 障害者虐待防止法の周知、法に基づく取組を進めます。
- 成年後見制度等、権利擁護事業の周知と利用促進に取り組みます。

重点施策2 地域で安心して暮らし続けるための施策

現在、家族と暮らしている人の中には、介護者である家族の高齢化や自身の障害の重度化により、今までのような暮らしを続けられるのか不安に思っている人が多くいます。障害のある人がこれからも地域で安心して暮らし続けるための施策を重点的に進めています。

- 生活介護等の日中活動の場の整備・充実を図ります。
- グループホームの整備・充実を図ります。
- 地域生活支援拠点の整備を段階的に進め、その機能の充実を図ります。
- 緊急一時保護を拡充するとともに緊急一時支援事業を実施し、緊急時に対応します。
- 自立体験事業を実施し、自立体験の場・機会を設けます。

重点施策3 地域共生社会実現のための施策

地域共生社会では、地域で暮らす市民が支え手と受け手にわかれるのではなく、各々が役割を担い、ともに住みやすい“まち”をつくっていくことが重要です。そのために、様々な関係機関の連携を強化することや、障害福祉サービス従事者やボランティア等の人材育成を行うことで、共生社会実現に向けた地域づくり、環境醸成に努めます。

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議での協議を進めます。
- 障害福祉サービス等従事者の確保や養成に取り組みます。
- 障害のある人のためのボランティア育成に取り組みます。
- 障害福祉分野以外の関係機関等との連携強化に努めます。
- 障害のある人の防災・防犯のための自助や共助の取組を進めます。

第4節 施策の体系

目標1 自立を支える基盤の整備と充実

施策の方向	主な取組	
1 障害のある人に対する差別の解消と権利擁護の推進	1-1 障害者差別解消法に基づく取組 1-2 障害者虐待防止対策の実施 1-3 障害のある人の意思決定支援の推進 《参考》 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 成年後見制度利用支援体制の充実 権利擁護支援の推進	重点施策 1 重点施策 1 重点施策 1 重点施策 1
2 相談支援体制の充実	2-1 障害のある人への総合的な相談支援の実施 2-2 身体・知的障害者相談員の設置 2-3 精神保健福祉相談(一般相談) 2-4 高次脳機能障害のある人の相談支援の充実 2-5 難病患者の相談支援の充実 2-6 発達障害のある人の相談支援の充実 2-7 障害のある児童の相談支援の充実 2-8 障害のある人の介護者への相談支援の充実 《参考》 基幹相談支援センター事業の推進 地域活動支援センターでの相談支援の推進 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく相談支援	重点施策 2 重点施策 2 重点施策 2
3 関係機関のネットワーク構築	3-1 地域自立支援協議会の設置・運営 3-2 地域生活支援拠点の整備・充実 3-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議の設置・運営 3-4 精神保健福祉関係者連絡会等の開催 3-5 事業所連絡会の設置・運営 《参考》 地域生活支援拠点での取組項目(再掲)	重点施策 2 重点施策 3 重点施策 3

目標2 自立を支えるサービスの充実

施策の方向	主な取組	
1 サービス利用支援	1-1 障害福祉サービス等の周知・情報提供	
	1-2 適正な障害支援区分の認定	
	1-3 障害福祉サービスへの苦情対応	
	1-4 サービス事業所への指導検査体制の整備	
	1-5 福祉サービス第三者評価受審への支援	
	1-6 事業所の確保及び障害福祉人材の確保・養成	重点施策 3
	1-7 障害福祉関係職員の研修参加の促進	
	1-8 相談支援事業所の整備・相談支援の質の向上	
	《参考》 福祉サービス苦情相談窓口の運営 利用者の立場に立った福祉サービスの推進	地域福祉計画 地域福祉計画
2 障害者総合支援法に基づく給付費の支給	《参考》 訪問系サービス 日中活動系サービス	障害福祉計画 障害福祉計画
	居住系サービス	障害福祉計画
	相談支援サービス	障害福祉計画
3 日常生活の支援	3-1 寝具乾燥等事業	
	3-2 おむつ支給事業	
	3-3 食事サービス事業	
	3-4 電話料助成事業	
	3-5 重度脳性麻痺者介護事業	
	3-6 身体障害者補助犬の貸与事業	
	3-7 緊急一時保護及び支援事業	重点施策 2
	3-8 自立体験事業	重点施策 2
	《参考》 住宅入居等支援事業(居住サポート事業) 日常生活用具給付等事業 地域活動支援センター 訪問入浴サービス事業 日中一時支援事業 住宅設備改善費給付事業	障害福祉計画 障害福祉計画 障害福祉計画 障害福祉計画 障害福祉計画 障害福祉計画

施策の方向	主な取組
4 情報・コミュニケーションの支援	4-1 視覚障害・聴覚障害のある人等への情報提供の充実 4-2 市主催事業等への手話通訳者の設置 4-3 市ホームページにおける情報アクセシビリティの向上 4-4 障害特性に応じた投票環境の整備 4-5 情報・コミュニケーション支援体制の整備 《参考》 コミュニケーション支援事業(手話通訳者等の派遣) 障害福祉計画 コミュニケーション支援事業(点訳、音訳事業) 障害福祉計画 コミュニケーション支援事業(手話通訳者設置事業) 障害福祉計画 コミュニケーション支援事業(奉仕員養成研修事業) 障害福祉計画
5 移動・外出のための支援	5-1 福祉タクシー事業 5-2 ガソリン費助成事業 5-3 都営交通無料乗車券の発行 《参考》 移動支援事業 障害福祉計画 自動車運転免許取得費助成事業 障害福祉計画 自動車改造費助成事業 障害福祉計画 公共交通の連携と移送サービスの充実 地域福祉計画
6 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施	6-1 自立支援医療(更生医療)給付費の給付 6-2 自立支援医療(育成医療)給付費の給付 6-3 自立支援医療(精神通院)医療費助成の申請受理 6-4 心身障害者(児)医療費助成 6-5 難病等医療費助成の申請受理 6-6 小児慢性特定疾病医療費助成の申請受理 6-7 小児精神障害者入院医療費助成の申請受理 6-8 補装具費の給付 6-9 中等度難聴児発達支援事業 6-10 障害のある人の歯科診療の実施
7 手当等の支給	7-1 心身障害児福祉手当 7-2 心身障害者福祉手当 7-3 難病患者福祉手当 7-4 原爆被爆者見舞金

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

施策の方向	主な取組
1 障害のある子どもへの支援	1-1 発達障害の早期発見と支援 1-2 障害のある児童の保育 1-3 障害のある児童の療育 1-4 障害のある児童の学童保育 1-5 就学相談の充実 1-6 通常学級における障害のある児童・生徒の介助 1-7 特別支援教育の推進 1-8 都立特別支援学校との連携強化 1-9 障害のある子どもの切れ目のない支援体制の構築 1-10 医療的ケア児の支援体制の整備 《参考》 児童福祉法に基づく給付 障害児福祉計画
2 就労の支援	2-1 就労支援事業の充実 2-2 市役所内実習、職場体験実習 2-3 福祉就労から一般就労への移行促進 2-4 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進 2-5 障害者就労施設への支援 2-6 市内事業者における雇用の促進 2-7 市内の農業と連携した障害のある人の就労の促進 2-8 市役所における障害のある人の雇用の促進等
3 生涯学習と社会参加の支援	3-1 学習機会の保障 3-2 障害者青年教室の開催 3-3 障害のある人向け図書館サービス 3-4 障害のある人のスポーツ・レクリエーションの普及・啓発 《参考》 地域活動支援センター 障害福祉計画

重点施策 3

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり

施策の方向	主な取組	
1 障害のある人への理解促進及び地域におけるインクルージョンの推進	1-1 障害者週間の周知及び取組	重点施策 1
	1-2 障害のある人への理解のための啓発活動	重点施策 1
	1-3 精神保健福祉普及運動の周知	
	1-4 精神保健講演会の実施	
	1-5 学校における交流及び共同学習等	
	《参考》 理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 福祉教育の推進	障害福祉計画 障害福祉計画 地域福祉計画
		重点施策 1
2 共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成	2-1 障害のある人のためのボランティアの育成	重点施策 3
	2-2 高齢者ほっと支援センターとの連携	重点施策 3
	2-3 くらし・しごと応援センターそえるとの連携	重点施策 3
3 安全・安心なまちづくり	《参考》 ボランティア等活動の推進	地域福祉計画
	3-1 救急直接通報システム事業	
	3-2 住宅火災通報システム事業	
	3-3 ヘルプカードを活用した防災・防犯の取組	
	3-4 防災・防犯のための自助や共助の取組	重点施策 3
	3-5 感染症拡大防止等の取組	
《参考》 災害時要配慮者対策の推進 安心と安全を守る環境づくりの推進 公共建築物及び公園・道路などの公共施設の整備	《参考》 災害時要配慮者対策の推進 安心と安全を守る環境づくりの推進 公共建築物及び公園・道路などの公共施設の整備	地域福祉計画 地域福祉計画 地域福祉計画

第3章

障害福祉をめぐる東大和市の状況

第1節 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数(身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人)は、毎年50人前後増加しており、人口は微減傾向であるものの、高齢化の進行や知的障害のある人、精神障害のある人の増加傾向を勘案すると、今後もしばらくの間、増加していくことが予測されます。

なお、障害者基本法等で規定された「障害」の範囲には、発達障害や難病などに起因する障害もあり、これらの人を加えると、実際の障害のある人の数は、さらに増えるものと思われます。

障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

年度	総人口	身体障害者 手帳所持者	愛の手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	合計
平成 15 年度	79,960	2,039	352	—	2,391
平成 16 年度	79,978	2,145	363	—	2,508
平成 17 年度	79,977	2,223	384	—	2,607
平成 18 年度	81,288	2,285	416	263	2,964
平成 19 年度	81,977	2,346	443	245	3,034
平成 20 年度	82,218	2,393	457	238	3,088
平成 21 年度	82,734	2,447	488	392	3,327
平成 22 年度	83,413	2,496	502	444	3,442
平成 23 年度	83,567	2,565	530	492	3,587
平成 24 年度	84,671	2,611	563	564	3,738
平成 25 年度	85,382	2,655	600	572	3,827
平成 26 年度	86,092	2,655	628	631	3,914
平成 27 年度	86,044	2,663	668	673	4,004
平成 28 年度	85,857	2,645	700	707	4,052
平成 29 年度	85,698	2,682	727	757	4,166
平成 30 年度	85,337	2,675	741	805	4,221
平成 31 年度	85,266	2,617	770	870	4,257
令和 2 年度	85,294	2,600	794	901	4,295
令和 3 年度	85,086	2,594	817	979	4,390
令和 4 年度	84,920	2,528	830	1,083	4,441

※各年度 3月末現在

(2) 身体障害のある人

令和4年度の身体障害者手帳所持者は2,528人で、近年、総数は微減しています。年齢別では、65歳以上の人人が全体の70%を占めています。



年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

障害等級		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1級	18 歳未満	37	36	37	36	34	34
	18~64 歳	298	299	295	275	279	279
	65 歳以上	627	624	612	611	631	591
2級	18 歳未満	19	16	11	12	14	14
	18~64 歳	139	133	135	133	125	126
	65 歳以上	250	241	232	225	225	208
3級	18 歳未満	8	8	10	11	6	7
	18~64 歳	90	80	83	84	84	77
	65 歳以上	310	312	293	294	288	287
4級	18 歳未満	6	4	3	2	4	6
	18~64 歳	119	121	118	118	124	121
	65 歳以上	462	471	450	449	433	441
5級	18 歳未満	1	3	4	4	3	2
	18~64 歳	45	42	42	48	48	47
	65 歳以上	88	90	88	88	88	83
6級	18 歳未満	5	5	4	3	4	4
	18~64 歳	41	42	38	39	44	42
	65 歳以上	137	148	162	168	160	159
合計	18 歳未満	76	72	69	68	65	67
	18~64 歳	732	717	711	697	704	692
	65 歳以上	1,874	1,886	1,837	1,835	1,825	1,769

※各年度 3月末現在

障害別では、令和5年3月末現在、肢体不自由が1,219人で全体の48.2%、次いで内部障害が848人で33.5%を占めています。等級別では、1級・2級の重度障害者が1,252人で全体の49.5%を占めています。

平成29年度から令和4年度の5年間の推移では、肢体不自由と視覚障害が減少する一方、聴覚障害が4人、音声・言語障害が5人、内部障害が2人増加しています。

障害別 身体障害者手帳所持者数(令和5年3月末現在)

(単位:人、%)

障害区分・等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
肢体不自由	297	245	223	297	104	53	1,219	48.2
	児童数	27	8	1	2	1	41	
視覚障害	49	47	11	13	27	9	156	6.2
	児童数	1	0	0	2	1	5	
聴覚障害	11	44	25	54	1	143	278	11.0
	児童数	1	5	1	0	0	8	
音声・言語障害	5	2	12	8	0	0	27	1.1
	児童数	0	0	0	0	0	0	
内部障害	542	10	100	196	0	0	848	33.5
	児童数	5	1	5	2	0	13	
合計	904	348	371	568	132	205	2,528	100.0
	児童数	34	14	7	6	2	67	
構成比	35.8	13.8	14.7	22.5	5.2	8.1	100.0	

※児童数は18歳未満(内数)

※構成比は総数(2,528人)に占める値

障害別 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

障害区分・等級	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由	1,381	1,361	1,303	1,292	1,260	1,219
	児童数	45	41	41	42	41
視覚障害	159	160	162	161	159	156
	児童数	4	5	5	6	5
聴覚障害	274	283	294	295	284	278
	児童数	11	11	9	8	8
音声・言語障害	22	24	23	26	25	27
	児童数	0	0	14	0	0
内部障害	846	847	835	826	866	848
	児童数	16	15	14	13	13
合計	2,682	2,675	2,617	2,600	2,594	2,528
	児童数	76	72	83	68	67

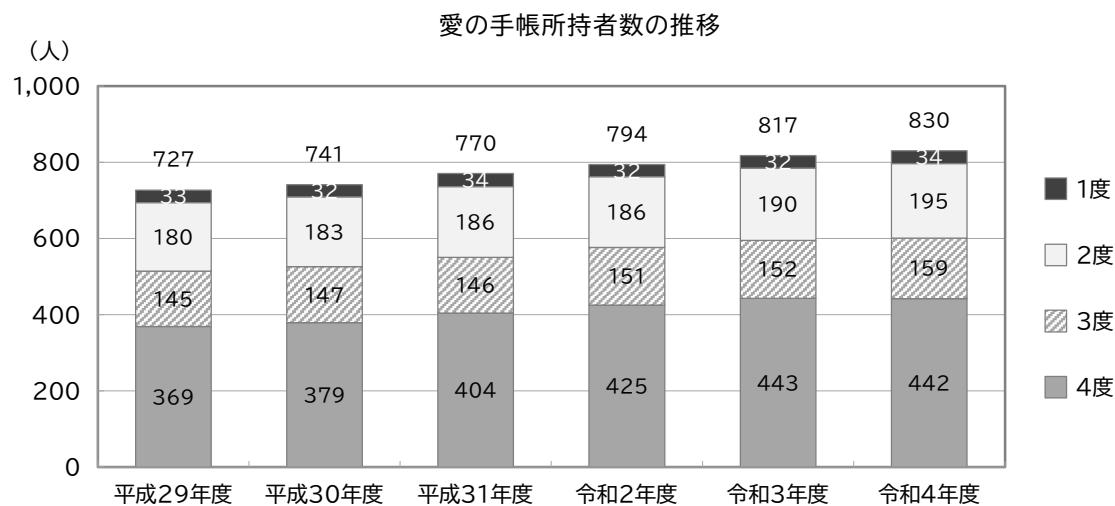
※各年度3月末現在

※児童数は18歳未満(内数)

(3) 知的障害のある人

令和4年度の愛の手帳所持者は830人で、総数は前年比13人(1.6%)の増加、平成29年度からは103人(14.2%)増えています。

等級別では、平成29年度から1～3度の人の増加が30人なのに対し、4度の人は73人増えており、軽度の人が増加傾向にあります。



※各年度 3月末現在

愛の手帳所持者数の推移 (単位:人)

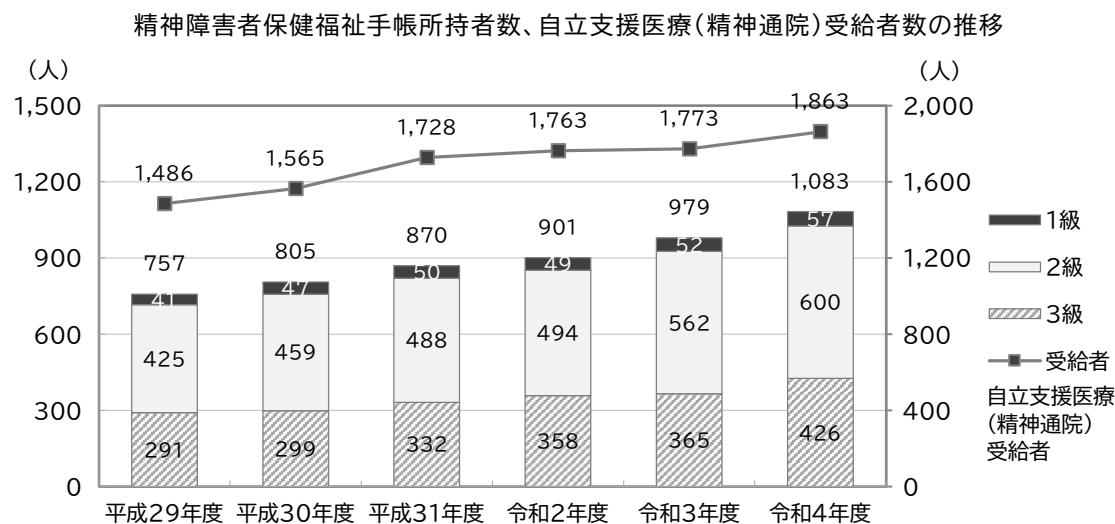
障害等級		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1度	18 歳未満	11	8	9	9	6	6
	18～64 歳	21	23	24	22	24	25
	65 歳以上	1	1	1	1	2	3
2度	18 歳未満	51	42	44	43	45	45
	18～64 歳	124	134	135	136	138	143
	65 歳以上	5	7	7	7	7	7
3度	18 歳未満	26	21	20	22	25	27
	18～64 歳	114	119	117	120	119	122
	65 歳以上	5	7	9	9	8	10
4度	18 歳未満	118	95	101	100	102	92
	18～64 歳	236	269	286	306	320	329
	65 歳以上	15	15	17	19	21	21
合計	18 歳未満	206	166	174	174	178	170
	18～64 歳	495	545	562	584	601	619
	65 歳以上	26	30	34	36	38	41

※各年度 3月末現在

(4) 精神障害のある人

令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者は1,083人で、平成29年度から令和4年度の5年間で、326人(43.1%)の増加となっています。

また、自立支援医療(精神通院)受給者は手帳所持者より多く、5年間では377人(25.4%)増加しています。



※各年度 3月末現在

(5) 難病患者

難病等医療費助成申請受理件数は横ばいで推移しており、令和4年度の受理件数は1,225件となっています。対象疾病は、令和3年11月1日より338疾病に拡大されています。

また、令和4年度の難病患者福祉手当受給者数は346人となっています。

難病患者の推移 (単位:件、人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
難病等医療費助成申請受理件数	1,150	1,090	1,107	490	1,158	1,225
難病患者福祉手当受給者数	300	308	314	334	351	346

※各年度 3月末現在

(6) 支援が必要な子ども

市内の保育園における障害児等保育の対象児童数、やまとあけぼの学園(児童発達支援)の在籍児童数は、令和4年度は合計で76人となっています。

また、市内の小学校、中学校には特別支援学級と通級指導学級が設置されており、特に小学校における通級指導学級利用児童数は増加傾向にあります。

支援が必要な就学前児童の推移

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
障害のある児童等保育対象児童数	49	40	40	52	64	61
やまとあけぼの学園在籍児童数	16	15	19	20	20	15

※各年度 3月末現在

※やまとあけぼの学園:児童発達支援

支援が必要な児童・生徒の推移

(単位:人)

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	特別支援学級在籍児童数	38	42	48	51	56	56
	特別支援教室(通級指導学級)利用児童数	144	159	174	242	246	251
中学校	特別支援学級在籍生徒数	42	34	32	30	38	42
	特別支援教室(通級指導学級)利用生徒数	57	45	46	69	64	60

※各年度 3月末現在

※中学校における特別支援教室は平成 30 年度までは通級指導学級

第2節 障害福祉サービスの利用状況

居宅介護の利用実績(各年度 1か月当たりの利用人数、利用時間)

(単位:人、時間)

障害区分	サービス区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
		利用時間	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間
身体障害	身体介護	14 296	19 332	18 360	18 411	20 409	21 313
	家事援助	21 319	27 301	26 275	28 300	31 367	31 368
	通院等介助 (介護なし)	2 5	3 2	2 2	2 2	2 2	0 0
	通院等介助 (介護あり)	16 61	14 52	13 54	13 40	14 46	16 48
	重度訪問介護	12 3,485	13 3,444	13 3,756	13 3,810	14 3,960	17 4,349
	同行援護 (介護なし)	8 78	31	28	24	27	29
	同行援護 (介護あり)	18 414	531	618	394	469	549
	身体介護	8 169	12 206	13 195	11 136	10 137	12 123
知的障害	家事援助	11 101	10 63	11 65	12 58	10 78	9 48
	行動援護	2 23	2 48	3 60	3 87	1 71	3 72
	通院等介助 (介護なし)	6 9	5 7	5 7	5 7	5 8	6 7
	通院等介助 (介護あり)	10 29	11 30	15 39	12 26	12 30	11 29
	身体介護	4 138	8 107	8 100	8 94	11 133	11 154
	家事援助	4 14	3 10	1 4	3 17	3 5	2 4
障害のある児童	通院等介助 (介護あり)	5 14	3 10	3 8	2 9	3 13	4 18
	同行援護 (介護あり)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	行動援護	0 0	0 0	0 0	0 0	1 2	1 13
	身体介護	2 6	5 6	4 6	4 6	5 7	5 2
	家事援助	32 156	36 156	35 153	40 193	46 211	51 237
	通院等介助 (介護あり)	0 0	0 0	1 3	2 2	2 2	3 3
精神障害	通院等介助 (介護なし)	3 6	6 9	5 8	1 4	1 0.3	0 0
	身体介護	1 14	1 15	1 15	2 15	1 17	2 19
	家事援助	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	通院等介助 (介護あり)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	同行援護	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
難病患者	家事援助	1 14	1 15	1 15	2 15	1 17	2 19
	通院等介助 (介護あり)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

短期入所の利用実績(各年度の延利用人数、利用時間)

(単位:人、日)

障害種別	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	延利用人数	延利用人数	延利用人数	延利用人数	延利用人数	延利用人数
	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数
成人(18歳以上)	542	622	609	404	445	534
	3,843	3,995	4,314	2,745	2,847	3,791
障害のある児童(18歳未満)	151	170	226	151	159	223
	816	819	1,057	747	720	910

グループホームの利用実績(各年度末の利用人数)

(単位:人)

障害種別	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
知的障害者グループホーム	86	86	99	100	109	116
精神障害者グループホーム	10	12	14	21	18	24

施設系支援の利用実績(各年度末の利用人数)

(単位:人)

障害種別	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
生活介護	148	164	173	162	182	201
就労継続支援B型	311	274	275	272	298	301
就労移行支援	23	20	20	26	25	32
自立訓練	10	15	19	19	28	26
療養介護	11	11	12	12	11	12
施設入所支援	47	49	50	49	50	51

移動支援の利用実績(各年度 1か月当たりの利用人数、利用時間)

(単位:人、時間)

障害種別	支援類型	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
		利用時間	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間
身体障害	個別支援	18	21	17	13	16	15
		194	207	340	103	139	159
知的障害	個別支援	118	121	117	69	104	91
		1,053	1,085	941	483	548	689
	グループ支援	—	—	—	16	17	17
障害のある児童	個別支援	—	—	—	25	51	98
		56	50	42	32	47	47
	グループ支援	289	258	257	195	286	344
精神障害	個別支援	—	—	—	3	8	8
		5	6	7	5	13	50
		36	50	58	35	39	42

障害福祉サービス等事業所利用状況(令和4年度実績)

(単位:か所、人)

	市内			市外	
	登録事業所数	利用事業所数	利用者数	利用事業所数	利用者数
障害福祉サービス	146	99	1,598	579	983
居宅介護	17	12	129	13	28
重度訪問介護	15	9	14	20	13
同行援護	8	7	23	7	12
行動援護	3	1	2	1	1
療養介護	1	1	2	3	11
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	7	6	69	82	141
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	1	1
自立訓練(生活訓練)	2	2	24	10	17
宿泊型自立訓練	1	1	12	3	3
就労移行支援	1	1	7	29	49
就労継続支援A型	1	1	8	9	12
就労継続支援B型	11	13	211	66	132
就労定着支援	0	0	0	18	20
短期入所	5	5	61	27	57
共同生活援助	38	14	68	76	83
自立生活援助	0	0	0	1	1
施設入所支援	0	0	0	40	52
地域移行支援	3	0	0	1	1
地域定着支援	3	0	0	0	0
児童発達支援	4	3	32	29	52
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	1	1
放課後等デイサービス	10	10	130	50	129
保育所等訪問支援	0	0	0	1	1
相談支援	9	7	583	80	127
障害児相談支援	7	6	223	11	39
地域生活支援事業	17	13	162	19	62
移動支援	13	10	142	16	49
日中一時支援	4	3	20	3	13

※登録事業所数は、令和5年10月1日現在

第3節 アンケート調査結果

(1) 調査の実施概要

本計画を策定するに当たり、障害のある人のご意見・ご要望等を把握し、計画策定及び今後の障害者施策の推進に役立てるため、アンケート調査を実施しました。

調査の種類と対象者・実施方法・調査方法

調査の種類と対象者	実施方法	調査方法
①障害当事者向け調査		
市内在住(市外の施設やグループホーム入居者も含む)の「身体障害者手帳」、「愛の手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者と、「難病患者福祉手当」受給者	4,561 (全数)	郵送による配布・回収
②障害福祉サービス等事業者向け調査		
市内の指定障害福祉サービス事業者等	101 (全数)	郵送による配布・回収

【調査期間】 令和4年12月9日(金)～12月26日(月)

【調査対象地区】 市内全域

調査票の配布と回収状況

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
①障害当事者向け調査	4,561	2,389	52.4%
「身体障害者手帳」所持者	2,501	1,441	57.6%
「愛の手帳」所持者	690	339	49.1%
「精神障害者保健福祉手帳」所持者	1,043	437	41.9%
「難病患者福祉手当」受給者	327	172	52.6%
②障害福祉サービス等事業者向け調査	101	73	72.3%

【調査報告書】 第3次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査報告書(令和5年3月発行)

(2) 調査結果の概要

①障害当事者向け調査

主な調査結果	
回答者の属性	<ul style="list-style-type: none"> “身体障害者手帳を所持”と“高次脳機能障害がある”で最も割合が高い年代は「80歳以上」となっています。 “愛の手帳を所持”と“発達障害がある”は「20歳代」、“精神障害者保健福祉手帳を所持”と“難病患者福祉手当を受給”は「50歳代」の割合が最も高くなっています。 全体では「配偶者」の割合が 57.0%と最も高くなっています。“愛の手帳を所持”と“発達障害がある”では、「父」や「母」の割合が高くなっています。 “愛の手帳を所持”、“難病患者福祉手当を受給”、“発達障害がある”では、「家族の給与・賃金」の割合が高く、家族が大きな支えになっていることがうかがえます。 「制度や受けられるサービスの情報提供をしてもらえる」や「生活上の相談にのってくれる」の割合が高くなっています。

《考察》

- 年齢構成や世帯構成(同居家族)が障害ごとに大きく異なり、そのことが個々の回答にも表れています。
- 高次脳機能障害や発達障害のある人に必要なサービス、情報提供や相談体制が十分整っていないことが推察されます。

主な調査結果	
介護・支援の状況について	<ul style="list-style-type: none"> “愛の手帳を所持”と“発達障害がある”では、「父母」も割合が高く、父母への依存度が高いと考えられます。 “愛の手帳を所持”、“精神障害者保健福祉手帳を所持”、“難病患者福祉手当を受給”、“発達障害がある”では、「どうしたらいいかわからない」との割合が最も高くなっています。 どの障害等も「公的サービスの拡充」や「経済的負担の軽減」の割合が高くなっています。

《考察》

- 知的障害、精神障害、難病患者、発達障害のある人は、介護者や支援者の亡き後の支援など、将来の生活に不安を具体的に描けないという課題があります。
- 知的障害のある人は「グループホームに入居したい」との割合も 29.9%と高く、保護者の希望が反映しているとも考えられます。

主な調査結果	
住まいや生活について	<ul style="list-style-type: none"> どの障害等も「家族・親族と一緒に暮らしている」の割合が最も高くなっています。 “愛の手帳を持ち”や“発達障害がある”では、「グループホーム等で暮らしたい」、“精神障害者保健福祉手帳を持ち”では、「ひとりで暮らしたい」との割合が他の障害等に比べて高くなっています。

《考察》

→ 知的障害、精神障害のある人への地域生活支援が求められています。

住まいの場としてのグループホームの整備

ひとり暮らしへの支援

主な調査結果	
健康や医療について	<ul style="list-style-type: none"> “精神障害者保健福祉手帳を持ち”、“難病患者福祉手当を受給”、“発達障害がある”では、「市外」の割合が50%以上となっています。 “愛の手帳を持ち”や“発達障害がある”では、「症状をうまく医師に伝えられない、説明が理解できない」の割合が20%を超えています。また、「障害について理解した上で対応してくれる医療機関がない」の割合も他の障害等に比べて高くなっています。

《考察》

→ 市内には、精神科や特殊な疾病に対応する専門的医療機関が少ないと、また、そこへの通院の負担にも課題があります。

→ 知的障害、発達障害のある人では、意思疎通や障害への理解が課題となっています。

主な調査結果	
就学・就業について	<ul style="list-style-type: none"> “愛の手帳を持ち”では、「福祉的就労をしている（就労移行支援、就労継続支援事業所等）」の割合が38.7%となっています。 “精神障害者保健福祉手帳を持ち”や“発達障害がある”では、「収入が少ない」の割合が40%前後となっています。 “精神障害者保健福祉手帳を持ち”、“発達障害がある”では、「働きたい」との割合が40%を超えています。 どの障害等も「障害に応じた柔軟な働き方の整備」や「職場の障害者理解の促進」の割合が高くなっています。 「卒後・進路についての情報不足」の割合は37.0%と高くなっています。

《考察》

- 精神障害や発達障害のある人の就業において、「収入が少ない」ことへの保障も課題であると考えられます。
- 精神障害や発達障害のある人への就労支援の必要性が高くなっています。
- 卒後・進路についての情報不足が課題となっています。

主な調査結果	
外出・社会参加について	<ul style="list-style-type: none"> • “愛の手帳を持ち”や“発達障害がある”では、「まわりの人の理解が不足している」の割合が他の障害等に比べて高くなっています。 • “精神障害者保健福祉手帳を持ち”では、「お金がかかる」(33.4%)、“高次脳機能障害がある”では、「バスや電車の乗り降りが困難」(21.3%)の割合が高くなっています。 • “身体障害者手帳を持ち”では「移動手段の整備」が 22.8%、“愛の手帳を持ち”では「外出を支援するヘルパー等」の割合が 34.2%となっています。 • “難病患者福祉手当を受給”では、これら両方の項目の割合がそれぞれ 30%弱となっています。

《考察》

- 障害によって外出の際の困りごとに違いがあります。障害特性に応じた多様な外出支援が求められています。

段差等のバリアフリー化、外出を支援するヘルパー等の確保

経済的な負担軽減、障害への理解

活動場所の確保

主な調査結果	
障害福祉サービスの利用について	<ul style="list-style-type: none"> • 「非常に満足」と「やや満足」を合わせて、満足度が 60%を超えているサービスは、「④行動援護」、「③移動支援（ガイドヘルプ）」、「⑭児童発達支援」、「⑯放課後等デイサービス」、「⑰共同生活援助（グループホーム）」、「⑤療養介護」、「⑬宿泊型自立訓練」、「⑮手話通訳者等派遣事業」となっています。 • 全体では、「特にない」(36.3%)を除くと、「サービスに関する情報が少ない」の割合が 16.2%となっていますが、“精神障害者保健福祉手帳を持ち”、“難病患者福祉手当を受給”、“発達障害がある”における「サービスに関する情報が少ない」の割合は 20%を超えています。 • “愛の手帳を持ち”では、「利用したいサービスがあっても利用できない」(15.3%)や「利用できる回数や日数が少ない」(12.1%)の割合が他の障害等に比べて高くなっています。

《考察》

- 精神障害、難病、発達障害のある人を対象としたサービスの情報不足が指摘されています。
- 知的障害のある人からは、サービス提供体制の充実が求められています。

主な調査結果	
福祉や生活に関する相談・情報入手について	<ul style="list-style-type: none">・全ての障害等で「家族や親族」が最も高くなっていますが、“精神障害者保健福祉手帳を持”、“難病患者福祉手当を受給”では、「医師・看護師」の割合が 30%前後となっています。・全ての障害等で「知らない」の割合が 80%を超えています。全体の利用意向では「わからない」が 68.2%となっています。

《考察》

- 家族や親族、友人・知人のほかは、医療機関や施設職員、ホームヘルパーなど、日頃身近に接している人に相談しており、市の職員、相談支援事業所、地域活動支援センター等の相談機関への相談はまだ多くありません。
- 地域生活支援拠点ういすねっとについて、今後のさらなる周知・啓発が課題となっています。

主な調査結果	
災害時の避難・対策等について	<ul style="list-style-type: none">・全体では、ひとりで避難は「できない」の割合が 30.3%となっています。避難時に助けてくれる人についても「いない」が 38.9%となっています。・“精神障害者保健福祉手帳を持”や“難病患者福祉手当を受給”では、「日常的に必要な投薬や治療が受けられない」の割合が 60%前後となっています。・“愛の手帳を持”、“精神障害者保健福祉手帳を持”、“発達支援がある”では、「慣れない環境でのパニックやコミュニケーション障害が不安」の割合が高くなっています。・全体では、「登録している」の割合が 5.5%なのに対して、「知らなかつたが、登録したい」は 31.1%となっています。

《考察》

- 障害特性に応じた避難所の設備、医療機関との連携をはじめとする体制の充実が課題となっています。
- 避難行動要支援者登録制度のさらなる普及・啓発が必要です。

主な調査結果	
新型コロナウイルス 感染症の生活への 影響について	<ul style="list-style-type: none"> “精神障害者保健福祉手帳を所持”、“発達支援障害がある”では、「精神的に不安になってしまう」の割合が他の障害等に比べて高くなっています。

《考察》

- コロナ禍の経験を活かし、感染症拡大防止の場面における障害のある人への支援について、検討していくことが大切です。

主な調査結果	
障害のある人の 権利擁護・ 理解促進について	<ul style="list-style-type: none"> “精神障害者保健福祉手帳の所持”や“発達障害がある”では、「ある」の割合が40%以上となっており、他の障害等に比べて高くなっています。 “精神障害者保健福祉手帳を所持”、“難病患者福祉手当を受給”、“発達障害がある”では、「仕事や収入」の割合が50%を超えていました。

《考察》

- 特に知的障害、精神障害、発達障害のある人の権利擁護、理解促進を今後も推進していく必要があります。
- 障害者差別解消法や成年後見等の権利擁護の制度について、一般への周知とともに、当事者への周知や啓発も重要と考えられます。

主な調査結果	
今後の障害者施策 について	<ul style="list-style-type: none"> 全体では、「どちらともいえない」の割合が42.8%となっています。 全ての障害等で、「障害への理解促進」、「保健・医療の充実」、「経済的支援の充実」の割合が高くなっています。 “愛の手帳を所持”、“精神障害者保健福祉手帳を所持”、“発達障害がある”では、「雇用・就労支援の充実」、「相談支援体制の充実」の割合も高くなっています。 “難病患者福祉手当を受給”では、「医療費助成制度の充実」の割合が42.4%となっています。

《考察》

- 障害への理解促進、経済的支援は、共通の項目として充実が求められています。
- 雇用・就労支援、グループホームの整備、居住支援(住まいの確保等)の課題が指摘されています。

②障害福祉サービス等事業者向け調査

主な調査結果	
事業所の基礎情報及び職員について	<ul style="list-style-type: none">「訪問系サービス」の割合は 15.1%、「日中活動系サービス」は 39.7%、「共同生活援助」は 20.5%、「相談支援」は 6.8%、「障害児通所支援」は 15.1%となっています。常勤の人数は「5人未満」、平均年齢は「40歳代」、平均勤続年数は「5～10 年未満」の割合が最も高くなっています。非常勤の人数は「5人未満」、平均年齢は「50歳代」、平均勤続年数は「5～10年未満」の割合が最も高くなっています。

《考察》

→ 平均勤続年数が5年未満の事業所が 30%を占めており、職員の定着化も課題といえます。

主な調査結果	
サービス提供の課題について	<ul style="list-style-type: none">事業実施上の課題では、「利用者への説明と意思の尊重」、「他の事業所や関係機関との連携」、「危機管理体制の構築(事故防止やヒヤリハットの対応)」の割合が 30%前後となっています。利用者支援での課題では、「全体的な人員不足」のほか、訪問系サービスでは「休日や夜間の対応が難しい」、日中活動系サービスでは「困難事例への対応が難しい」、障害児通所支援では「支援者のスキルが不足している」の割合が高くなっています。「職員会議を定期的に行い職員間の情報共有・意思疎通」や「事業所内に虐待防止委員会を設置」の割合が高くなっています。「利用者に渡す書類等のわかりやすい表現」、「利用者の意思表示方法や表情、行動等を職員で共有」、「面接、面談で利用者が意思表出しやすい環境づくり」の割合が高くなっています。

《考察》

→ サービス提供の充実に向けたスキルアップや職員の確保が求められています。

主な調査結果	
事業運営及び 経営状況について	<ul style="list-style-type: none"> 「中長期にわたる経営の安定性を確保すること」と「支援員や事務職員などの人材確保」の割合が 65%を超えていました。 「ハローワーク」(64.4%)の割合が最も高く、次いで「インターネット」、「口コミ」の順となっています。 「おおむね均衡」の割合が 56.2%、「赤字」は 26.0%、「黒字」は 12.3%となっています。

《考察》

→ 経営の安定化、職員の確保が課題となっている様子がうかがえます。

主な調査結果	
今後の意向に ついて	<ul style="list-style-type: none"> 「定期的なケアカンファレンスの開催」の割合が高くなっています。 「人材確保、職員の研修、職業訓練への支援」の割合が 64.4%と最も高く、次いで「財政的な支援」(63.0%)、「支援が困難な利用者・家族への対応」(58.9%)、「国や東京都の制度改正等に関する情報提供」(43.8%)の順となっています。 「共生型サービスの指定を受けるつもりはない」が 65.8%となっており、障害福祉サービス側での意向は低くなっています。 “共同生活援助”、“自立生活援助”、“生活介護”、“放課後等デイサービス”、“児童発達支援”などの回答がみられます。

《考察》

→ サービス提供の充実において、“人づくり”が重要となっています。

主な調査結果	
障害福祉サービス、 障害のある人の 施策への意見	<ul style="list-style-type: none"> 東大和市に不足していると思う障害福祉サービスについて、“共同生活援助”、“短期入所”、“児童発達支援”などの回答があります。 支援が困難な利用者や家族への対応、財政的な支援、災害時における支援をはじめ、共生社会をめざした環境の充実を求める多くの意見があります。

《考察》

→ サービス提供基盤の充実だけなく、教育や就労、家族への支援など、障害のある人を取り巻く様々な場面の充実が求められています。

第4章

障害のある人に係る施策の展開

(第6次東大和市障害者計画)

目標1 自立を支える基盤の整備と充実

障害のある人の人権が尊重され、地域で自立した生活を送ることができるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。

また、安心した生活を送り、必要なサービスを適切に受けられるよう、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図ります。

施策の体系

施策の方向	主な取組	
1 障害のある人に対する差別の解消と権利擁護の推進	1-1 障害者差別解消法に基づく取組 1-2 障害者虐待防止対策の実施 1-3 障害のある人の意思決定支援の推進	重点施策 1
2 相談支援体制の充実	2-1 障害のある人への総合的な相談支援の実施 2-2 身体・知的障害者相談員の設置 2-3 精神保健福祉相談(一般相談) 2-4 高次脳機能障害のある人の相談支援の充実 2-5 難病患者の相談支援の充実 2-6 発達障害のある人の相談支援の充実 2-7 障害のある児童の相談支援の充実 2-8 障害のある人の介護者への相談支援の充実	
3 関係機関のネットワーク構築	3-1 地域自立支援協議会の設置・運営 3-2 地域生活支援拠点の整備・充実 3-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議の設置・運営 3-4 精神保健福祉関係者連絡会等の開催 3-5 事業所連絡会の設置・運営	重点施策 2 重点施策 3

施策の方向

1 障害のある人に対する差別の解消と権利擁護の推進

障害の有無に分け隔てされることのない共生社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護事業の利用を推進します。また、障害のある人への虐待防止対策に取り組みます。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
1-1 障害者差別解消法 に基づく取組 〔継続〕 重点施策1	障害者差別解消法の規定に基づき、障害を理由とする不当な差別的扱いを行わないとともに、障害のある人への合理的配慮を行います。 また、障害のある人、市職員、民間事業者及び市民に対して法の周知に努めます。	<p>職員向け研修会を5月及び10月の計2回実施した。 自立支援協議会生活部会での取組として、「コロナ禍における合理的配慮」啓発動画を市公式動画チャンネルにアップし周知するとともに、平成30年度に行った「インクルーシブ事業者推進事業」の協力事業者への再度の聞き取りを行った。</p> <p>府内の27の部署において、事業実施時の手話通訳者設置及び音声版発行物の作成、その他の合理的配慮に取り組んだ。</p>	市民や民間事業者への周知と合理的配慮の一層の推進	障害福祉課
1-2 障害者虐待防止対策の実施 〔継続〕 重点施策1	障害者虐待防止センターで障害者虐待の通報に対する対応及び虐待防止のための周知・啓発を適切に行います。 また、東大和市高齢者等虐待防止地域ネットワーク会議を通して関係機関の連携強化を図ります。	<p>障害者虐待防止センターにおいて通報受理、事実確認等を行った。 東大和市高齢者等虐待防止ネットワーク会議を年2回開催し、関係機関の連携を図り、虐待発生の防止、発生時の円滑な対応に努めた。 虐待防止研修会を1回実施(R5.3.11) 参加:27人</p>	虐待事案への適切な対応と虐待防止のための周知・啓発	各課 障害福祉課

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
1-3 障害のある人の意思決定支援の推進 〔継続〕	<p>障害のある人の意思決定の支援に配慮しつつ、障害のある人及び家族等に対する相談支援、権利擁護のための施策が適切に行われるよう努めます。</p> <p>また、国が定めた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に沿った支援が行われるよう、障害福祉サービス事業者等への周知をさらに進めます。</p>	<p>ケース会議等の際に障害のある人の意思決定を配慮した援護の実施に努めた。</p> <p>相談支援事業者向けの事業マニュアルにおいて意思決定支援の重要性を記載し、相談支援事業者における意思決定支援の実践を促した。</p>	障害福祉サービス提供における意思決定支援の徹底	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	成年後見制度利用支援事業 →p.109 重点施策1	成年後見制度の申立てに要する費用(鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部または一部)を助成します。
	成年後見制度法人後見支援事業 →p.109	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。
地域福祉計画	成年後見制度利用支援体制の充実	成年後見制度推進機関(東大和市社会福祉協議会)が実施している成年後見制度の利用相談を推進します。
	権利擁護支援の推進	社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業による、判断能力に不安のある方への支援を推進します。「あんしん東大和」を中心にした相談支援体制づくりに取り組み、連携のとれた支援につなげます。 障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護事業の利用を推進します。また、障害のある人への虐待対策に取り組みます。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

2 相談支援体制の充実

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人への相談支援体制を充実させるとともに、高次脳機能障害のある人や難病患者等への相談体制の整備、必要な施策の検討を進めます。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
2-1 障害のある人への 総合的な相談支援 の実施 〔継続〕	身体障害者手帳、愛の手帳を交付された人や家族に対して総合的な相談支援を実施します。 また、精神保健福祉手帳申請受理・交付に際して相談支援を実施します。	相談件数 身体障害のある人: 1,336 件 知的障害のある人: 327 件 精神障害者保健福祉手帳の申請受理件数: 645 件	適切な相談支援の実施	障害福祉課
2-2 身体・知的障害者 相談員の設置 〔継続〕	障害当事者、家族または支援者が相談員となり、身近な地域で、障害のある人の日常生活や各種サービス利用等の相談に応じます。	身体障害者相談員への相談件数:342件 知的障害者相談員への相談件数:21件	相談活動の充実	障害福祉課
2-3 精神保健福祉相談 (一般相談) 〔継続〕	通院している在宅の精神障害のある人及びその家族を対象に生活相談、医療相談、福祉相談、社会復帰施設の利用や助言、斡旋の相談を行います。 なお、未治療・治療中断等の医療に関する相談や、酒害・薬物問題、児童・思春期等の問題、対応困難事例への対応と、専門相談については、多摩立川保健所と連携を図ります。	相談件数:2,428 件	適切な相談支援の実施	障害福祉課
2-4 高次脳機能障害の ある人の相談支援 の充実 〔継続〕	事故や脳血管障害などにより脳が損傷を受け、高次脳機能障害となつた人やその家族に対し、高次脳機能障害についての情報の提供を行うとともに、相談に適切に対応していきます。	相談件数:123 件	相談支援の充実	障害福祉課

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
2-5 難病患者の相談支援の充実 〔継続〕	<p>難病患者医療費助成の申請受理事務に際して、難病についての周辺相談に応じます。</p> <p>障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用に係る支援を行います。</p> <p>在宅療養中の人はついては、保健所と連携して支援をします。</p>	相談件数:14件	相談支援の充実	障害福祉課
2-6 発達障害のある人の相談支援の充実 〔継続〕	<p>発達障害と思われる相談を受け、適切に情報提供を行うとともに、必要に応じて医療機関や障害福祉サービスの利用につなげます。</p> <p>また、発達障害者支援連絡会を通して、府内関係機関との情報交換を行い、相談支援の充実を図ります。</p>	相談件数:258件 発達障害者支援連絡会議を2回実施 R4.8.5:13人参加 R5.3.7:16人参加	相談支援の充実 関係機関の連携強化	障害福祉課
2-7 障害のある児童の相談支援の充実 〔新規〕	障害のある児童のサービス利用のニーズが高まっているため、児童発達支援センターで行う計画相談により、適切なサービス利用ができるよう支援します。	—	計画相談支援の適切な実施	障害福祉課
2-8 障害のある人の介護者への相談支援の充実 〔継続〕	<p>障害のある人を介護している人に対して、介護に必要な情報提供を行うとともに、介護負担を軽減するため、相談支援を行います。</p> <p>また、介護者同士の交流を深めるための事業を実施します。</p>	総合福祉センターは～とふるでケアラー支援事業を実施した。 交流事業・講演会 実施回数:5回 参加人数:61人 相談件数:21件	相談支援の充実 介護者同士の交流	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	基幹相談支援センター事業の推進 →p. 107 重点施策②	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて、身体・知的・精神障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行います。
	地域活動支援センターでの相談支援の推進 →p.107	地域活動支援センターにおいて、福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助等を行います。
障害福祉計画・障害児福祉計画	障害者総合支援法・児童福祉法に基づく相談支援 →p.95、99	障害者総合支援法に基づく計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、児童福祉法に基づく障害児相談支援を実施します。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画・障害児福祉計画)を参照

3 関係機関のネットワーク構築

障害のある人の地域生活における課題を解決し、ニーズに応えるために、相談支援機関、福祉サービス事業所、医療・教育関係者等のネットワークを重層的に構築することをめざします。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
3-1 地域自立支援協議会の設置・運営 〔継続〕	地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場を設置・運営します。	全体会委員数:17人 全体会:4回 生活部会:6回 就労部会:4回 相談部会:12回 防災・防犯部会:5回 (各部会において開催したセミナー等を含む)	地域課題に対する取組強化	障害福祉課
3-2 地域生活支援拠点の整備・充実 〔継続〕 重点施策2	障害のある人が高齢化・障害が重度化してもなお、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点を整備し、地域の関係機関と連携しつつ機能の充実を図ります。	支援対象者:28人 支援・相談件数: 1,302件	地域生活支援拠点の機能の充実	障害福祉課
3-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議の設置・運営 〔継続〕 重点施策3	精神障害のある人が地域の一員として、安心して暮らし続けられるよう、医療、障害・介護、社会参加等が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざし、関係機関による推進会議を設置・運営します。 また、地域自立支援協議会とも連携して精神障害のある人の支援を推進します。	本会議:4回実施 コア会議:4回実施	検討会議でシステム構築に向けた協議を進める。	障害福祉課
3-4 精神保健福祉関係者連絡会等の開催 〔継続〕	精神障害のある人への支援のため、精神保健福祉関係者連絡会及び精神保健福祉業務連絡会を定期的に開催します。	精神保健福祉関係者連絡会:2回開催 精神保健福祉業務連絡会:11回開催	連携の推進	障害福祉課

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
3-5 事業所連絡会の設置・運営 〔継続〕	<p>障害福祉サービスが適切に提供されるよう、事業種別ごとの連絡会を設置し、サービスの質の向上を図ります。</p> <p>また、連絡会で出された課題等を地域自立支援協議会につなげます。</p> <p>居住系： 障害者グループホーム連絡会</p> <p>居宅系： 東大和市訪問居宅介護事業者連絡会(つづじネットワーク)</p> <p>相談支援： 地域自立支援協議会 相談部会</p> <p>※その他は隨時開催</p>	<p>事業所連絡会： 居住系：6回実施</p> <p>相談支援事業所連絡会は、地域自立支援協議会相談部会として実施した。</p> <p>居宅系サービス事業所連絡会は、東大和市訪問居宅事業者連絡会(つづじネットワーク)として実施した。</p>	障害福祉サービスの質の向上	障害福祉課

《参考》地域生活支援拠点での取組項目（再掲）

機能	取組項目
相談	相談支援事業所の整備・相談支援の質の向上 →p.46 基幹相談支援センター事業の推進 →p.107 地域活動支援センターでの相談支援の推進 →p.107
緊急時の受入・対応	緊急一時保護及び支援事業 →p.50
体験の機会・場	自立体験事業 →p.50
専門的人材の確保・育成	事業所の確保及び障害福祉人材の確保・養成 →p.46
地域の体制づくり	高齢者ほっと支援センターとの連携 →p.70 くらし・しごと応援センターそえるとの連携 →p.70

目標2 自立を支えるサービスの充実

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づきサービス提供体制の整備に努めます。

その他、障害のある人が地域で自立した生活を送るために、日常生活支援、情報・コミュニケーション支援、移動・外出の支援、医療に係る支援、経済的支援等の充実に努めます。

施策の体系

施策の方向	主な取組
1 サービス利用支援	1-1 障害福祉サービス等の周知・情報提供 1-2 適正な障害支援区分の認定 1-3 障害福祉サービスへの苦情対応 1-4 サービス事業所への指導検査体制の整備 1-5 福祉サービス第三者評価受審への支援 1-6 事業所の確保及び障害福祉人材の確保・養成 1-7 障害福祉関係職員の研修参加の促進 1-8 相談支援事業所の整備・相談支援の質の向上
2 障害者総合支援法に基づく給付費の支給	
3 日常生活の支援	3-1 寝具乾燥等事業 3-2 おむつ支給事業 3-3 食事サービス事業 3-4 電話料助成事業 3-5 重度脳性麻痺者介護事業 3-6 身体障害者補助犬の貸与事業 3-7 緊急一時保護及び支援事業 3-8 自立体験事業
4 情報・コミュニケーションの支援	4-1 視覚障害・聴覚障害のある人等への情報提供の充実 4-2 市主催事業等への手話通訳者の設置 4-3 市ホームページにおける情報アクセシビリティの向上 4-4 障害特性に応じた投票環境の整備 4-5 情報・コミュニケーション支援体制の整備
5 移動・外出のための支援	5-1 福祉タクシー事業 5-2 ガソリン費助成事業 5-3 都営交通無料乗車券の発行
6 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施	6-1 自立支援医療(更生医療)給付費の給付 6-2 自立支援医療(育成医療)給付費の給付 6-3 自立支援医療(精神通院)医療費助成の申請受理 6-4 心身障害者(児)医療費助成 6-5 難病等医療費助成の申請受理 6-6 小児慢性特定疾病医療費助成の申請受理 6-7 小児精神障害者入院医療費助成の申請受理 6-8 補装具費の給付 6-9 中等度難聴児発達支援事業 6-10 障害のある人の歯科診療の実施
7 手当等の支給	7-1 心身障害児福祉手当 7-2 心身障害者福祉手当 7-3 難病患者福祉手当 7-4 原爆被爆者見舞金

1 サービス利用支援

障害のある人が、障害者総合支援法に基づく介護給付・訓練等給付をはじめとした各種障害福祉サービスを適切に利用できるよう、周知・情報提供、サービス提供事業所の運営の健全化に係る指導・助言及び支援等を行います。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
1-1 障害福祉サービス等の周知・情報提供 〔継続〕	<p>障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、制度の周知と利用支援を行います。</p> <p>また、日常生活の支援その他のサービスが適切に利用できるよう支援します。</p>	<p>市報、ホームページ、障害福祉課窓口で制度の周知に努めた。</p> <p>サービス利用については窓口で相談に応じるとともに、指定相談支援事業所等と連携を図ってサービス利用の支援を行った。</p>	サービス利用支援の充実	障害福祉課
1-2 適正な障害支援区分の認定 〔継続〕	<p>障害者総合支援法の規定に基づき、障害支援区分の判定を中立・公正かつ専門的な立場で行う障害支援区分判定審査会を設置し、審査判定業務を行います。</p> <p>判定の根拠となる障害支援区分の認定調査については、専門研修を修了した者が行います。</p>	<p>審査会委員数:12人 開催回数:12回 審査件数:179件</p>	適正な障害支援区分の認定	障害福祉課
1-3 障害福祉サービスへの苦情対応 〔継続〕	<p>事業者に対する苦情に適切に対応できるよう、地域福祉権利擁護事業や東京都に設置されている福祉サービス運営適正化委員会の活用等の周知に努めます。</p>	<p>事業者に対する苦情に対し対応、窓口の周知を行った。</p>	迅速かつ適切な苦情対応	障害福祉課
1-4 サービス事業所への指導検査体制の整備 〔継続〕	<p>東京都が行う指導検査への立会い等を通じて、事業者への指導を実施します。</p> <p>東京都の支援策等を活用して、指導検査に必要なノウハウを蓄積するとともに、指導検査体制の充実を図ります。</p>	<p>指導検査(東京都と合同):0回 東京都の指導検査への立会い:0回 東京都主催の研修への参加:4回</p>	指導検査体制の充実	福祉推進課
1-5 福祉サービス第三者評価受審への支援 〔継続〕	<p>日中活動系サービス、グループホーム及び短期入所事業所について、東京都の補助や加算を活用して受審を支援します。</p>	<p>日中活動系サービス受審事業所数:2か所</p>	受審事業所の増	障害福祉課

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
1-6 事業所の確保及び 障害福祉人材の確 保・養成 〔継続〕 重点施策3	障害福祉サービス等 の利用者が安心してサー ビスを利用できるよう、 事業者からの事業開始 等の相談に応じます。 また、サービス従業者 養成研修等を実施し、人 材の確保・養成に努め ます。	隨時、事業所からの事 業開始等の相談に応じ、 児童発達支援、放課後 等デイサービス、相談支 援事業所の設置が進ん だ。 知的障害者移動支援従 業者養成研修： (修了者 10人) 重度訪問介護従業者養 成研修： (修了者 10人) 知的障害者グループホ ーム支援者養成研修： (修了者 8人)	適切な事業所整備 障害福祉サービス等の人材確 保・養成	障害福祉課
1-7 障害福祉関係職員 の研修参加の促進 〔継続〕	障害のある人が適切 にサービスを受けられる よう、東京都等が開催す る各種研修に障害福祉 関係職員が参加し、資質 の向上に努めます。	研修等参加者数： 21人	研修受講による資 質の向上	障害福祉課
1-8 相談支援事業所の 整備・相談支援の 質の向上 〔継続〕	市内における相談支 援事業所の整備を促す とともに、基幹相談支援 センターが中心となって 研修会を行う等により、 相談支援専門員の資質 向上を図ります。	放課後等デイサービス 事業所の開設に伴い相 談支援事業所の開設を 進めた(R5.4.1指定)。 相談員の資質向上の ため市独自の相談支援 マニュアルを作成した。	相談支援事業所の 整備 相談支援専門員の 資質向上	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
地域福祉計画	福祉サービス苦情相談 窓口の運営	社会福祉協議会が設置している「あんしん東大和」において、福 祉サービス利用に際しての苦情相談への対応を図ります。 また、弁護士等専門的見地から対応する第三者委員会により、 利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう支援していき ます。
	利用者の立場に立った 福祉サービスの推進	福祉サービス第三者評価システムについて、広く普及に努め、利 用者本位の福祉サービスの実現を推進します。 健全な運営による福祉サービスの提供を推進するため、社会福 祉法人や運営事業者に対し指導検査を行います。

2 障害者総合支援法に基づく給付費の支給

障害者総合支援法に基づく介護給付費・訓練等給付費を適切に支給します。また、提供体制の確保に努めます。

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容																
障害福祉計画	訪問系サービス →p.85	<table border="1"> <tr> <td>居宅介護</td><td>自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。家事援助、身体介護、通院介助、通院等乗降介助のサービス種別があります。</td></tr> <tr> <td>重度訪問介護</td><td>重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人であって、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。</td></tr> <tr> <td>同行援護</td><td>視覚障害により、移動困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。</td></tr> <tr> <td>行動援護</td><td>知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に介助や外出時の移動の支援などを行います。</td></tr> <tr> <td>重度障害者 包括支援</td><td>常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。</td></tr> </table>	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。家事援助、身体介護、通院介助、通院等乗降介助のサービス種別があります。	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人であって、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。	同行援護	視覚障害により、移動困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。	行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に介助や外出時の移動の支援などを行います。	重度障害者 包括支援	常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。						
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。家事援助、身体介護、通院介助、通院等乗降介助のサービス種別があります。																	
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人であって、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。																	
同行援護	視覚障害により、移動困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。																	
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に介助や外出時の移動の支援などを行います。																	
重度障害者 包括支援	常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。																	
	日中活動系サービス →p.87	<table border="1"> <tr> <td>生活介護 重点施策2</td><td>常に介護が必要な人に、主に日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。</td></tr> <tr> <td>自立訓練</td><td>自立した日常生活ができるよう、一定の期間、必要な訓練を行います。身体機能向上のための機能訓練、生活能力向上のための生活訓練があります。生活訓練には通所型と宿泊型があります。</td></tr> <tr> <td>就労選択支援</td><td>就労移行支援、就労継続支援を受けることまたは通常の事業所に雇用されることについて適切な支援を必要とする人に、短期間の生産活動等の機会を提供し、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮等の整理を行い、適切な支援の提供に必要な障害福祉サービス事業者との連絡調整等を行います。</td></tr> <tr> <td>就労移行支援</td><td>一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。</td></tr> <tr> <td>就労継続支援</td><td>A型として、企業等に就労することが困難な人に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。B型として、企業等に就労することが困難な人に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。</td></tr> <tr> <td>就労定着支援</td><td>生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した人に、就労の継続を図るために必要な事業主等との連絡調整や日常生活や社会生活を営むまでの相談、指導及びその他の必要な支援を行います。</td></tr> <tr> <td>療養介護</td><td>医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。</td></tr> <tr> <td>短期入所</td><td>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。福祉型と医療型があります。</td></tr> </table>	生活介護 重点施策2	常に介護が必要な人に、主に日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。	自立訓練	自立した日常生活ができるよう、一定の期間、必要な訓練を行います。身体機能向上のための機能訓練、生活能力向上のための生活訓練があります。生活訓練には通所型と宿泊型があります。	就労選択支援	就労移行支援、就労継続支援を受けることまたは通常の事業所に雇用されることについて適切な支援を必要とする人に、短期間の生産活動等の機会を提供し、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮等の整理を行い、適切な支援の提供に必要な障害福祉サービス事業者との連絡調整等を行います。	就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。	就労継続支援	A型として、企業等に就労することが困難な人に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。B型として、企業等に就労することが困難な人に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した人に、就労の継続を図るために必要な事業主等との連絡調整や日常生活や社会生活を営むまでの相談、指導及びその他の必要な支援を行います。	療養介護	医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。福祉型と医療型があります。
生活介護 重点施策2	常に介護が必要な人に、主に日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。																	
自立訓練	自立した日常生活ができるよう、一定の期間、必要な訓練を行います。身体機能向上のための機能訓練、生活能力向上のための生活訓練があります。生活訓練には通所型と宿泊型があります。																	
就労選択支援	就労移行支援、就労継続支援を受けることまたは通常の事業所に雇用されることについて適切な支援を必要とする人に、短期間の生産活動等の機会を提供し、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮等の整理を行い、適切な支援の提供に必要な障害福祉サービス事業者との連絡調整等を行います。																	
就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。																	
就労継続支援	A型として、企業等に就労することが困難な人に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。B型として、企業等に就労することが困難な人に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。																	
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した人に、就労の継続を図るために必要な事業主等との連絡調整や日常生活や社会生活を営むまでの相談、指導及びその他の必要な支援を行います。																	
療養介護	医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。																	
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。福祉型と医療型があります。																	

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

計画名	項目	内容	
障害福祉計画	居住系サービス →p.93		
	共同生活援助 重点施策2	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を行います。	
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害のある人について、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談、情報提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。	
	相談支援サービス →p.95		
	計画相談支援	障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。	
	地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している者が地域移行をするために、住居の確保、事業所への同行等の支援を行います。	
	地域定着支援	居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行います。	

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

3 日常生活の支援

障害のある人が、地域で自分らしく豊かに生活することができるよう日常生活を支援します。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
3-1 寝具乾燥等事業 〔継続〕	<p>乾燥は、原則1人につき月1回乾燥車により、水洗いは、原則1人につき年2回集配により実施します。</p> <p>対象者：</p> <p>障害がある人の単身世帯または夫婦を含む世帯(子どもが成人している場合を除く)で、1級～3級(「聴覚または平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害」を除く)の身体障害者手帳または1度～3度の愛の手帳の交付を受けている人で、寝具の自然乾燥が困難な人</p>	乾燥:2世帯 水洗い:2世帯	適切な給付の継続	障害福祉課

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
3-2 おむつ支給事業 〔継続〕	<p>紙おむつ(1か月当たり45枚以内)を支給します。尿とり用パッドを希望する人には、1日当たり2枚以内で支給します。</p> <p>対象者: 2級以上の身体障害者手帳または2度以上の愛の手帳の交付を受けた人(3歳以上65歳未満)が、在宅で常時おむつを着用する必要がある場合</p>	利用者数:54人	適切な給付の継続	障害福祉課
3-3 食事サービス事業 〔継続〕	<p>年末年始を除く毎日の昼食を利用者の希望に応じて届けます。</p> <p>対象者: 2級以上の身体障害者手帳、2度以上の愛の手帳及び2級以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯、もしくは上記の者と65歳以上の身体的、精神的機能低下等のある人で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯</p>	利用者数:7人 配食数:1,223食	適切な給付の継続	障害福祉課
3-4 電話料助成事業 〔継続〕	<p>コミュニケーション及び緊急連絡を目的に電話料(基本料金と通話料300円まで)を助成します。</p> <p>対象者: 18歳以上で聴覚障害のある人または2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた人で、外出困難な人</p>	利用者数 貸与:6人 助成:9人	適切な給付の継続	障害福祉課
3-5 重度脳性麻痺者介護事業 〔継続〕	在宅の重度脳性麻痺者に対して、介護人が、家事援助、身体介護、移動支援などの援助を行います。	利用者数:6人	適切な給付の継続	障害福祉課

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
3-6 身体障害者補助犬 の貸与事業 〔継続〕	都内におおむね1年以上居住している身体障害のある人で、世帯全体の所得課税額の月平均額が77,000円未満であり、社会活動への参加に効果があると東京都が認めた人に、補助犬を無償で給付します。 視覚障害(1級):盲導犬 肢体不自由(1・2級):介助犬 聴覚障害(2級):聴導犬	当該年度給付者数:0人	適切な給付の継続	障害福祉課
3-7 緊急一時保護及び 支援事業 〔継続〕 重点施策2	在宅で障害のある人を介護している家族等が疾病等の事由により、在宅での養護が困難となった場合やひとり暮らしの障害のある人が急激な環境の変化等で在宅生活が困難となった場合、施設での一時的な保護や本人宅等での一時的な支援を行います。	緊急一時保護事業利用者数:7人 緊急時よりそい支援事業 登録事業所数:42事業所 支援件数:20件	緊急一時保護事業の拡充(施設及び対象者) 緊急一時支援事業の実施	障害福祉課
3-8 自立体験事業 〔継続〕 重点施策2	将来、地域でひとり暮らしやグループホームでの生活を考えている人が、将来の自立生活に備えて自立生活の体験を施設等で行えるよう支援します。	自立体験事業(施設型) 利用者数:2人 自立体験とびたち支援事業を開始 登録者:11人 利用者:8人	自立体験事業の実施	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	住宅入居等支援事業(居住サポート事業) →p.108	不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。
	日常生活用具給付等事業 →p.111	障害のある人が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。
	地域活動支援センター →p.112 重点施策3	創造的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。
	訪問入浴サービス事業 →p.113	入浴困難な在宅の重度障害のある人に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。
	日中一時支援事業 →p.113	障害のある人に対し事業者の施設等において日中一時的に排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
	住宅設備改善費給付事業 →p.114	重度の身体障害のある人が日常生活の利便を図るために、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成します。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

4 情報・コミュニケーションの支援

「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」との障害者基本法の理念に基づき、情報取得やコミュニケーションが困難な人に対して、社会生活を営むための環境整備や障害特性に応じた配慮、支援を行います。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
4-1 視覚障害・聴覚障害のある人等への情報提供の充実 〔継続〕	視覚障害のある人に対する文字情報のバリアフリー化を図るため、音声コード付きまたはディジタル方式によるパンフレット等を作成します。 聴覚障害のある人等に向けた表現のわかりやすいパンフレット等を作成します。	東京都広報等のディジタル版の窓口設置を行った。 市独自のパンフレット等の作成は行わなかった。	視覚障害・聴覚障害のある人等に配慮した情報提供の拡充	障害福祉課
		各課において発行物の音声版作成に取り組んだ。		各課
4-2 市主催事業等への手話通訳者の設置 〔継続〕	各課で主催する市民向け事業、傍聴できる審議会等に、必要に応じて手話通訳者を設置するよう努めます。	総設置時間数:226時間	総設置時間の増	各課
4-3 市ホームページにおける情報アクセシビリティの向上 〔継続〕	ホームページで提供される情報や機能を誰もが支障なく利用できるよう情報アクセシビリティの向上をめざします。	新規公開または更新される全てのページについてアクセシビリティチェックを行い、情報アクセシビリティの維持・向上に取り組んだ。	継続	秘書広報課
4-4 障害特性に応じた投票環境の整備 〔継続〕	障害のある人が円滑に投票することができるよう、障害特性に応じた投票環境の整備に努めます。	前年度までに導入した各種方策を継続して実施した。	障害特性に応じた投票環境整備の整備	選挙管理委員会事務局
4-5 情報・コミュニケーション支援体制の整備 〔修正〕	情報取得やコミュニケーションが困難な人に対する環境整備や支援の拡充のための体制の整備を図ります。	協議の場の設置に向けて、研究・情報収集等を行った。	支援拡充のための体制整備	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	コミュニケーション支援事業(手話通訳者等の派遣) →p.110	手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。
	コミュニケーション支援事業(点訳・音訳支援事業) →p.110	視覚障害のため情報取得に困難な障害のある人に対し、音声に吹き替えた市報・こうみんかんだより・市議会だよりを希望者に配付します。その他の市の発行物について、音声化を庁内各部署に呼びかけます。
	コミュニケーション支援事業(手話通訳者設置事業) →p.110	公共施設等に手話通訳者を設置します。
	コミュニケーション支援事業(奉仕員養成研修事業) →p.110	一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

5 移動・外出のための支援

移動や外出が困難な障害のある人に対して、福祉タクシー、ガソリン費助成等の経済的支援のほか、必要なサービスや制度を整えます。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
5-1 福祉タクシー事業 〔継続〕	市と契約した福祉タクシーを利用することができる利用券(500円)を、月5枚を単位として交付します。(ガソリン費助成との併給は不可) 対象者: 上肢・聴覚障害2級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害3級以上の身体障害者手帳または3度以上の愛の手帳の交付を受けた人	助成対象者数:936人 助成枚数:36,566枚	適切な給付の継続	障害福祉課

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
5-2 ガソリン費助成事 業 〔継続〕	日常生活のために所 有する自動車等に給油 をしたガソリン費の一部 を助成します。(福祉タク シーとの併給は不可) 対象者： 上肢・聴覚障害2級以 上、視覚・下肢・体幹・ 内部障害3級以上の 身体障害者手帳または3度以上 の愛の手帳の交付を受けた人 で自動車を所有する 人または、障害のある 人のために使用する 自動車の所有者で、障 害のある人と生計を 一にする人	助成対象者数：662人	適切な給付の継続	障害福祉課
5-3 都営交通無料乗車 券の発行 〔継続〕	身体障害者手帳、愛の 手帳または精神障害者 保健福祉手帳の交付を 受けた人が、都営交通を 利用する際に無料で乗 車できる無料乗車券を 発行します。	発行件数 身体・知的他：377件 精神：98件	適切な給付の継続	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	移動支援事業 →p.111	屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。
	自動車運転免許取得費 助成事業 →p.114	自動車運転免許を取得する障害のある人に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
	自動車改造費助成事業 →p.114	自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
地域福祉計画	公共交通の連携と移送 サービスの充実	NPO法人などが行う移動制約者のための有償の移送サービスについて、申請の相談など、団体の活動支援に努めます。 移送サービスを行う活動団体に情報提供を行い、東京都の補助事業を活用し運営の支援に努めます。 コミュニティバス(ちょこバス)の運行状況の検証を行なながら、利便性の向上に努めます。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

6 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施

障害のある人に対し、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために提供される必要な医療費や補装具費の給付等を行います。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
6-1 自立支援医療(更生医療)給付費の給付 〔継続〕	障害の除去または軽減が見込まれるなど、当該障害に対して確実な治療効果が期待できる医療にかかる費用の一部を公費で負担します。	給付者数:74人	適切な給付の継続	障害福祉課
6-2 自立支援医療(育成医療)給付費の給付 〔継続〕	身体障害のある児童が、早い時期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療費等の一部を公費で負担します。	給付者数:4人	適切な給付の継続	障害福祉課
6-3 自立支援医療(精神通院)医療費助成の申請受理 〔継続〕	精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して通院医療費の一部を公費で負担します。	申請受理件数:2,834件	申請受理を適切に行う	障害福祉課
6-4 心身障害者(児)医療費助成 〔継続〕	2級以上(ただし、内部障害は3級以上)の身体障害者手帳、2度以上の愛の手帳または1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人に医療保険の本人負担分を一部助成します。(65歳以上の新規申請を除く)	助成件数:474件	適切な助成の継続	障害福祉課
6-5 難病等医療費助成の申請受理 〔継続〕	難病等医療費助成の対象疾病にり患し、認定基準を満たしていると認定した人に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担します。	申請受理件数:1,225件	申請受理を適切に行う	障害福祉課
6-6 小児慢性特定疾患医療費助成の申請受理 〔継続〕	小児慢性特定疾患医療費助成の対象疾患にり患し、認定基準を満たしていると認定した人に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担します。	申請受理件数:100件	申請受理を適切に行う	障害福祉課

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
6-7 小児精神障害者入院医療費助成の申請受理 〔継続〕	精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の児童(入院治療を継続している場合のみ、20歳の誕生日の末日まで)を対象に、入院医療費を助成します。	申請受理件数:4件	申請受理を適切に行う	障害福祉課
6-8 補装具費の給付 〔継続〕	身体障害のある人や児童の障害部位を補い、またはその代替をして身体障害のある人や児童の日常生活、職業活動等を容易にし、自立を図る補装具の購入と修理の費用を支給します。 視覚障害関係: 視覚障害者安全つえ、眼鏡、義眼 聴覚障害関係: 補聴器、人工内耳(人工内耳用音声処理装置の修理に限る) 肢体不自由関係: 義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置等	給付件数: 成人 207人 児童 62人	適切な給付の継続	障害福祉課
6-9 中等度難聴児発達支援事業 〔継続〕	身体障害者手帳の交付を受けることができない程度の聴力の18歳未満の人(中等度難聴児)に、補聴器の購入に要する費用を助成します。	利用者数:0人	適切な給付の継続	障害福祉課
6-10 障害のある人の歯科診療の実施 〔継続〕	在宅医療サービスを充実させるため、歯科医師会と協力し、障害のある人等が身近な地域で歯科医療が受けられ、また、専門医療機関への紹介を行う歯科医療連携推進事業の定着を図ります。	在宅訪問歯科診療を定着させるため、歯科医療連携事業のPRとして開催している「なんでも聞こう無料歯科相談」及び「健康のつどい」は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止の観点から中止とした。	歯科医療連携推進事業の充実	健康推進課

7 手当等の支給

国及び東京都では、在宅の重度障害のある人への援護の一環として、次のような手当等を支給しています。

手当等名称	対象者・内容	所管
特別児童扶養手当	20歳未満の、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童を養育している人 重度：月額 53,700 円 中度：月額 35,760 円	国
障害児福祉手当	20歳未満で、身体障害者手帳1級及び2級の一部、愛の手帳おおむね1度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童 月額 15,220 円	国
児童育成手当(障害)	20歳未満の、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童を養育している人 月額 15,500 円	都
特別障害者手当	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で重複障害の人、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある人で常時介護を必要とする人 月額 27,980 円	国
心身障害者福祉手当	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の人 ※65歳以上で新規に手帳取得・障害更新した人は除く。 月額 15,500 円	都
重度心身障害者手当	65歳未満で、重度の知的障害、重度の身体障害、重度の障害が重複する人で常時複雑な介護を必要とする人 月額 60,000 円	都
心身障害者扶養共済	加入資格：障害のある人の保護者（都内に住所があること、65歳未満であること、保険契約の対象となることができる） 障害のある人の範囲： ①知的障害のある人、②身体障害のある人（1～3級）、精神または身体に永続的な障害を有し①②と障害の程度が同程度の人 年金月額：20,000 円（口数追加加入者は 40,000 円）	国

当市では、国・東京都制度の手当等とは別に、市制度の手当を次のとおり支給し、在宅生活を支援します。また、被爆者健康手帳を所持している人に見舞金を支給します。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
7-1 心身障害児福祉手当 〔継続〕	20歳未満の、身体障害者手帳1～4級程度、愛の手帳1～4度程度の障害のある児童を養育している人に手当を支給します。 月額 6,100 円	受給者数:235人	適切な手当の支給	障害福祉課
7-2 心身障害者福祉手当 〔継続〕	20歳以上で、身体障害者手帳3～4級程度、愛の手帳4度程度の人には手当を支給します。(65歳以上で新規に手帳取得・障害更新した人は除く) 月額 6,100 円	受給者数:681人	適切な手当の支給	障害福祉課
7-3 難病患者福祉手当 〔継続〕	難病医療法による医療費助成を受けている人、東京都難病患者医療費助成を受けている人及び難病医療費助成の対象疾患有かかり小児慢性疾患医療費助成を受けている人に手当を支給します。(65歳以上の新規申請は除く) 月額 5,100 円	受給者数:346人	適切な手当の支給	障害福祉課
7-4 原爆被爆者見舞金 〔継続〕	被爆者健康手帳を所持している人に見舞金を支給します。	受給者数:15人	適切な見舞金の支給	障害福祉課

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じて様々な課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。

また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。

施策の体系

施策の方向	主な取組
1 障害のある子どもへの支援	1-1 発達障害の早期発見と支援 1-2 障害のある児童の保育 1-3 障害のある児童の療育 1-4 障害のある児童の学童保育 1-5 就学相談の充実 1-6 通常学級における障害のある児童・生徒の介助 1-7 特別支援教育の推進 1-8 都立特別支援学校との連携強化 1-9 障害のある子どもの切れ目のない支援体制の構築 1-10 医療的ケア児の支援体制の整備
2 就労の支援	2-1 就労支援事業の充実 2-2 市役所内実習、職場体験実習 2-3 福祉就労から一般就労への移行促進 2-4 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進 2-5 障害者就労施設への支援 2-6 市内事業者における雇用の促進 2-7 市内の農業と連携した障害のある人の就労の促進 2-8 市役所における障害のある人の雇用の促進等
3 生涯学習と社会参加の支援	3-1 学習機会の保障 3-2 障害者青年教室の開催 3-3 障害のある人向け図書館サービス 3-4 障害のある人のスポーツ・レクリエーションの普及・啓発

1 障害のある子どもへの支援

障害のある児童に対する保育・療育、特別支援教育及び学童保育の充実を図ります。また発達障害のある児童・人の支援体制の構築に努めます。

一貫した支援を行うため、各関係機関の連携を図ります。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
1-1 発達障害の早期発見と支援 〔継続〕	母子保健法に基づく健康診査及び学校保健安全法に基づく就学時の健康診断に当たり、発達障害の早期の発見に努めます。	各種乳幼児健診・相談事業を実施し発達障害の早期発見に努めた。 5歳児健康診査 実施回数:19回 受診児数:515人 フォローアップ体制を充実するため発達健診やフォローグループの紹介をした。 発達健診回数:26回 受診児延べ数:120人	健康診査の充実	健康推進課
	就学時に配布する「就学支援シート」により、就学に向けた引き継ぎや教育的ニーズに応じた適切な支援に努めます。 幼稚園・保育園の依頼に応じ、在籍する未就学児の発達障害の早期発見に努めます。	就学支援シート回収率: 24% 就学前機関の巡回件数: 163件	就学支援シート回収率: 20% 就学前機関の巡回件数: 165件	教育指導課
1-2 障害のある児童の保育 〔継続〕	全保育園で集団保育が可能な障害のある児童の保育を実施します。	18施設で81人受け入れた。	集団保育が可能な障害のある児童の保育の実施	保育課
1-3 障害のある児童の療育 〔修正〕	児童発達支援センターにおいて、発達につまずきのある就学前の児童に対し、自立を助長するために必要な指導及び訓練を実施します。	やまとあけぼの学園で障害のある児童の療育を継続して実施した。 出席延児童数:2,473人	就学前の障害のある児童に療育を実施する。	保育課
1-4 障害のある児童の学童保育 〔継続〕	学童保育所において、障害のある児童の受け入れを実施します。 障害のある児童の枠(人数)を設けず入所基準を緩和し、希望のあつた児童の受け入れを実施します。	9施設で27人を受け入れた。	継続	青少年課

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
1-5 就学相談の充実 〔継続〕	特別な教育的支援を必要とする全ての児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、発揮できるよう、自立と成長に必要な教育の場(専門性・環境)についての相談は、保護者と本人の意向を十分に尊重しつつ就学支援委員会での医学・教育学・心理学等専門的な所見をもとに総合的に判断し、適切な就学に向けた相談体制の充実を図ります。	就学支援委員会開催回数: 28回 相談者数:149人	継続	教育指導課
1-6 通常学級における障害のある児童・生徒の介助 〔継続〕	障害のある児童・生徒が市内の小・中学校の通常学級に通学するとき、個々の障害に配慮し、移動の際の安全確保等の介助に努めます。	小学校の通常学級に在籍する配慮が必要な児童4人に、介助員を配置し、個々の状況に応じた介助を行い、学校生活での安全確保等を図った。	適切な介助	教育総務課
1-7 特別支援教育の推進 〔継続〕	特別支援教育の理解を深めるため、保護者・市民への周知・啓発を図ります。 また、通常の学級における特別な教育的支援が必要な児童・生徒への校内支援のために、臨床心理士等の資格を持つ巡回指導員の活用や教員研修の充実を図ります。 特別支援学級での指導の専門性を高めるために、特別支援学校と連携した取組を行う等、特別支援教育の推進体制を整備していきます。	小・中学校への巡回件数: 458件	小・中学校への巡回件数:500件	教育指導課
1-8 都立特別支援学校との連携強化 〔継続〕	都立特別支援学校に在学中の保護者や教師との情報共有等の連携を通して、就学期の障害のある児童の支援が適切に行われるよう努めます。 また、高校卒業時には、進路に係る個別支援会議等を通して卒業後の生活が円滑に送れるよう支援します。	地域別懇談会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止になり、質問については書面で回答した。 個別支援会議等へは適宜出席した。	地域別懇談会及び個別支援会議への出席	障害福祉課

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
1-9 障害のある子どもの切れ目のない支援体制の構築 〔継続〕	障害(発達障害を含む)のある子どもの乳幼児期から学校卒業後の円滑かつ継続的な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の機関の連携による相談・支援体制の構築をめざします。	乳幼児期から小学校就学に向けた相談窓口の紹介や教育機関との連携を継続した。 東大和市要保護児童対策地域協議会のもと、必要に応じて個別ケース検討会議を開催した。 会議回数:34回 発達障害者支援連絡会に出席、関係機関との連携を図った。 児童発達支援センターとして、関係機関と連携して適切な支援を行います。 発達障害者支援連絡会を2回開催した。 R4.8.5:13人参加 R5.3.7:15人参加 就学支援シート回収率 24%(再掲) 高等学校等への情報提供件数:18件	相談・支援体制の構築の検討 適切な相談支援の実施 庁内の関係機関の情報交換・連携を図る。 関係機関との連携 関係機関の連携体制の構築	健康推進課 子ども家庭支援センター 保育課 (所管未定) 障害福祉課 教育指導課
1-10 医療的ケア児の支援体制の整備 〔継続〕	常時医療的ケアが必要な子どもが地域で安心して暮らしていくよう、医療、保健、福祉、教育等の機関の連携による相談・支援体制の構築をめざします。	医療的ケアが必要な事例の共有を行った。 医療的ケアが必要な小学校就学前の児童が保育施設の利用を希望する場合に、相談・支援を実施した。また、認可保育園における看護師の加配に係る経費を支弁できるよう予算措置を行った。 障害福祉課職員が医療的ケア児支援研修を受講した。 医療的ケア児は、現在小・中学校に在籍していないが、関係機関との連携体制や学校での支援体制等を構築する必要があるため、情報収集等に努めた。 医療的ケアに関する研修受講者がいる学校数 小学校:1校 中学校:0校 教育委員会:1人	相談・支援体制の構築の検討 医療的ケアが必要な小学校就学前の児童が保育施設の利用を希望する場合に、相談・支援の実施 関係機関の連携体制の構築 関係機関との連携体制の構築により、情報共有を図る。 医療的ケアに関する研修受講者がいる学校数 小学校:2校 中学校:2校	健康推進課 保育課 障害福祉課 教育総務課 教育指導課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容	
障害児福祉計画	児童福祉法に基づく給付 →p.97		
	児童発達支援	障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。	
	放課後等 デイサービス	学校就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や創造的活動、地域交流の機会の提供等を行います。	
	保育所等 訪問支援	保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設を訪問し、障害のある児童及び保育所等の職員に対し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の指導等を行います。	
	居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。	

※数値目標等の詳細は、第5章(障害児福祉計画)を参照

2 就労の支援

障害のある人の一般就労の機会を拡大し、経済的に自立した生活を支援します。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
2-1 就労支援事業の充実 〔継続〕	障害のある人の一般就労の機会を拡大するとともに、障害のある人が安心して働き続けることができるよう、身近な地域で就労面・生活面の支援を一体的に行います。	障害者就労生活支援センターにおいて支援を行った。 一般就労者数: 30人 (参考) 障害者就労生活支援センター登録者数: 279人	一般就労者:35人	障害福祉課
2-2 市役所内実習、職場体験実習 〔継続〕	一般就労に向けて就労訓練の一環として市役所内で実習をする場を設けます。 また、企業での職場体験実習が行えるよう市内・近隣の企業に協力を要請します。	職場体験実習事業 受入協力事業所数: 10か所 実習回数:0回 実習人数:0人 府内実習 実習回数:7回 実習人数:30人	登録事業所の増 実習生の増	障害福祉課

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
2-3 福祉就労から一般就労への移行促進 〔継続〕	就労継続支援・就労移行支援事業者や様々な就労支援機関と連携し、福祉就労から一般就労への移行を促進します。	他の就労支援機関と連携を図りながら支援を行うとともに、自立支援協議会就労部会で「就労のためのガイドブック」を作成し関係機関に配布した。 福祉施設からの一般就労者数:11人	福祉施設からの一般就労者:18人	障害福祉課
2-4 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進 〔継続〕	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から物品等の調達を推進します。 また、障害者就労推進・差別解消庁内連絡会を通して市役所内の理解促進を図り、物品等の調達を推進するとともに、障害のある人の一般就労の促進を図ります。	障害者就労推進・差別解消庁内連絡会において各課に協力を要請した。 市内の障害者就労施設等の受注可能物品等一覧を作成し公表した。 令和4年度実績 22,722,427円 (前年度比865,361円増) 651件 (前年度比件19件増)	市役所内での調達の促進	障害福祉課
2-5 障害者就労施設への支援 〔継続〕	就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃アップのための販売機会の確保として、共同作業所連絡会の作品展示、作品販売を行うための市役所ロビーを提供します。	共同作業所連絡会の作品展示のため市役所ロビーを提供した。 実施回数:6回	作品展の実施	障害福祉課
2-6 市内事業者における雇用の促進 〔継続〕	市内事業者による障害のある人の雇用の促進を図るために、障害者就労生活支援センターの地域開拓促進事業による働きかけを行うとともに、商工会等を通して、事業者の障害のある人への理解、障害のある人の雇用の促進を図ります。	就労生活支援センターの地域開拓支援事業により、市内事業所に対して障害者雇用に関する以下の働きかけを行った。 助言・支援:11件 新規開拓:4件	雇用の促進	障害福祉課
2-7 市内の農業と連携した障害のある人の就労の促進 〔継続〕	市内の農業分野での障害のある人の就労実習等を促進すること等により、障害のある人の就労と市内農業との連携づくりに取り組み、障害のある人等の働く場所づくりを検討します。	就労生活支援センターで適性に応じて農業分野での就労を望む人の支援を行った。	農業分野への就労希望のある方への適切な支援体制の構築	障害福祉課
	障害のある人の就労と市内農業との連携について情報収集を行うとともに、マッチングの可能性を検討します。	農家の求める作業スキルや作業期間、作業量等に関しての現状確認をした。	市内福祉事業者と農業者との情報共有を図りながら、農福連携を検討する。	産業振興課

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
2-8 市役所における障害のある人の雇用の促進等 〔継続〕	令和3年3月に策定した障害者活躍推進計画に基づき、市役所における障害のある人の雇用の促進を図るとともに、就業者の障害に配慮した就業環境の整備に努めます。	職員採用試験で一般事務(障害者)を設け実施した。 応募者:9人 内定者:0人 就業者へは障害に配慮し配属先を決定している。	法定雇用率の達成	職員課

3 生涯学習と社会参加の支援

障害のある人の学習・スポーツ・レクリエーション等の機会を設けるとともに、その社会参加を支援します。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
3-1 学習機会の保障 〔継続〕	障害のある人の自発的な学習活動の支援を、その基本的な方針及び各種施策などを総合的に体系化した生涯学習推進計画のもとに進めています。	プラネタリウム観覧料免除(障害者手帳所持者と介助者1人) 実績:1,429人 (うち介助者577人) 市民体育館トレーニング室の利用料減額(障害者手帳所持者) 実績:延1,099人 市民プール利用料金免除(障害者手帳所持者と介助者1人) 実績:346人	適切な支援の実施 生涯学習推進計画の策定準備	生涯学習課
3-2 障害者青年教室の開催 〔継続〕	障害のある人の学習機会を保障するために、障害者青年教室を定期的に開催します。	延参加者数 ビートクラブメンバー: 397人 ボランティアスタッフ: 160人	障害のある人の学習の機会の保障	中央公民館

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
3-3 障害のある人向け 図書館サービス 〔継続〕	通常の方法では図書館資料を利用できない人のために、対面朗読、録音・点字資料、大活字本等のサービスや、資料の宅配サービスを実施します。	プライベート資料の作成: 1タイトル 録音資料の作成 図書:3タイトル 雑誌:12タイトル 点字資料の作成 図書:1タイトル 録音・点字図書等の貸出 録音図書等:991タイトル 点字資料:37タイトル 宅配サービスの実施: 延12回 視覚障害者用デジタル 資料再生機器の館内貸 出:0回 大活字本所蔵数: 3,637冊	通常の方法では図書館資料を利用できない人のために、図書館サービスを実施する。	中央図書館
3-4 障害のある人のス ポーツ・レクリエー ションの普及・啓発 〔継続〕	障害の有無にかかわ らず参加できる事業をス ポーツ推進委員において 計画し、積極的に実施し ます。 生涯学習課事業の中 で障害のある人が参 加できるスポーツを取り入 れるとともに、障害のあ る人が参加できるス波 ツの大会や体験教室を 開催して、普及・啓発を 図ります。	生涯学習課で実施した 障害のある人も参加で きる事業 車いすバスケットボ ール体験会 参加者数:17人 ふれあい市民運動会 参加者数: 延634人 スポーツ推進委員事業 わくわくボッチャ体験 会 参加者数:31人 わくわくボッチャ市民 大会 参加者数:46人 ニュースポーツで遊ぼ う! 参加者数:35人 ビートクラブレク大会 参加者数: 延40人 みんなで交流☆バドミ ントン 参加者数:30人 東京都市町村ボッチャ大 会(会場:立川市)に東大 和市代表として2チーム が参加した。	パラスポーツの普 及・啓発	生涯学習課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	地域活動支援センター →p.112 重点施策3	基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。 また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターⅠ型では、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり

真の共生社会実現のためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁(バリア)をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための活動を推進します。

また、共生社会を支えるための人材育成や地域・環境の醸成、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりを進め、障害のある人と障害のない人が共に暮らし、学び、働く、インクルーシブな地域社会の形成をめざします。

施策の体系

施策の方向	主な取組	
1 障害のある人への理解促進及び地域におけるインクルージョンの推進	1-1 障害者週間の周知及び取組	重点施策 1
	1-2 障害のある人への理解のための啓発活動	重点施策 1
	1-3 精神保健福祉普及運動の周知	
	1-4 精神保健講演会の実施	
	1-5 学校における交流及び共同学習等	
2 共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成	2-1 障害のある人のためのボランティアの育成	重点施策 3
	2-2 高齢者ほっと支援センターとの連携	重点施策 3
	2-3 くらし・しごと応援センターそえるとの連携	重点施策 3
3 安全・安心なまちづくり	3-1 救急直接通報システム事業	
	3-2 住宅火災通報システム事業	
	3-3 ヘルプカードを活用した防災・防犯の取組	
	3-4 防災・防犯のための自助や共助の取組	重点施策 3
	3-5 感染症拡大防止等の取組	

1 障害のある人への理解促進及び地域におけるインクルージョンの推進

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人への理解を促進し、障害のある人への配慮等について、啓発・広報活動を推進します。

その他、様々な場面で、障害のある人の社会参加や包容（インクルージョン）を推進します。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
1-1 障害者週間の周知 及び取組 〔継続〕 重点施策1	障害者週間の趣旨について市報等で周知するとともに、それに合わせて障害のある人や障害についての理解を深める取組を実施します。	障害のある人への理解を深めるための記事を市報や市ホームページに掲載するとともに、市役所ロビーにてパネル展示を実施した。また、庁舎に横断幕を設置した。	市役所ロビー展示の充実	障害福祉課
1-2 障害のある人への 理解のための啓発 活動 〔継続〕 重点施策1	障害のある人や障害について理解を深めるためのリーフレットの発行や催しの開催に取り組みます。啓発イベントにおいては、障害のある人、障害のない人が世代を超えて、楽しみ、交流できる場づくりをめざします。	総合福祉センターは～どふるにおいて、障害者理解促進講演会を実施した。 聴覚障害者理解普及講演会(R4.12.10) 参加:22人 障害者週間に合わせ、中央公民館でスタンプラリー「障害ってなあに？」を地域自立支援協議会で実施した。(R4.12.3) 参加:160人	啓発活動の実施	障害福祉課
1-3 精神保健福祉普及運動の周知 〔継続〕	精神保健福祉普及運動について市報等で周知するとともに、それに合わせて精神障害のある人の福祉に関する理解促進の取組を実施します。	3項目についてホームページに掲載 第69回精神保健福祉普及運動の紹介 精神疾患の理解と医療機関受診や相談勧奨 窓口相談の情報提供	周知の実施	障害福祉課
1-4 精神保健講演会の 実施 〔継続〕	市民の心の健康づくり、精神障害のある人への理解促進や協力体制の推進のため、障害当事者、家族、市民等を対象に講演会を実施します。	東大和市地域生活支援センターウエルカムにて講演会「大人の発達障害について」を実施。(R5.2.17) 参加:25人	講演会の実施	障害福祉課
1-5 学校における交流 及び共同学習等 〔継続〕	小・中学校において、障害のある児童生徒との交流及び共同学習等に取り組みます。	副籍を利用している児童生徒の割合 :68%	副籍を利用している児童生徒の割合 :80%	教育指導課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	理解促進研修・啓発事業 →p.106 重点施策1	障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをします。
	自発的活動支援事業 →p.106	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。 障害団体等が行う市民を対象とした自発的活動や催しについて、総合福祉センターは～とふると連携して、市民に広く周知する支援を行います。
地域福祉計画	福祉教育の推進	障害のある人や高齢者に対する市民の相互理解・相互交流を深めるため、福祉施設等が行う各種行事への市民参加の機会の拡充に努めます。

2 共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成

共生社会を支えるボランティア等の人材育成に取り組むとともに、障害福祉分野以外の関係機関等との連携を強化して、地域・環境の醸成に努めます。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
2-1 障害のある人のためのボランティアの育成 〔継続〕 重点施策3	総合福祉センターは～とふるの地域活動支援センターにおいて、障害のある人への理解・ボランティア育成のための講座等を実施します。	地域活動支援センターにおける講座(散歩クラブ等)において、ボランティア募集を行い、活動を実施した。	ボランティアの育成	障害福祉課
2-2 高齢者ほっと支援センターとの連携 〔継続〕 重点施策3	障害のある人と高齢者が同居する世帯の支援において、高齢者ほっと支援センターとの連携により支援を行います。 また、地域生活支援拠点連絡会議による連携体制の構築をめざします。 高齢者ほっと支援センター職員が、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議及び地域生活支援拠点連絡会議に参加し、地域共生社会の構築に向けた連携体制の構築を進めます。	地域生活支援拠点連絡会議にほっと支援センターから参加していただくとともに、ほっと支援センターと個別支援についても随時、連携を図った。 高齢者ほっと支援センター職員が、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議及び地域生活支援拠点連絡会議に委員として参加し、地域共生社会の構築に向けた連携体制の構築に努めた。	地域生活支援拠点連絡会議による連携 相談支援体制の充実	障害福祉課 地域包括ケア推進課
2-3 くらし・しごと応援センターそえるとの連携 〔継続〕 重点施策3	経済的な課題のある障害のある人の世帯の支援において、くらし・しごと応援センターそえるとの連携により支援を行います。 また、地域生活支援拠点連絡会議による連携体制の構築をめざします。 くらし・しごと応援センターそえるの支援において、対象者が障害のある人等である場合、障害福祉課と連携して適切な支援を実施します。	「そえる」職員に委員として出席いただき開催した。 地域生活拠点連絡会議：年1回 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議：年4回 障害福祉課と連携して支援した件数：15件	地域生活支援拠点連絡会議による連携 障害福祉課と連携し、適切な相談支援を実施する。	障害福祉課 生活福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
地域福祉計画	ボランティア等活動の推進	ボランティア活動やNPO活動等を支援していきます。 ボランティア活動を希望する人に情報を提供することで、活動を支援していきます。

3 安全・安心なまちづくり

障害のある人が安全に安心して生活し、社会参加できるように、サービスや制度を整え、障害に配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策を推進します。また、自助・共助のまちづくりにも取り組みます。

主な取組

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
3-1 救急直接通報システム事業 〔継続〕	ひとり暮らし等の重度身体障害のある人等の緊急時における安全確保のため、救急直接通報システムを給付し、速やかな通報等を行います。 対象者： 18歳以上のひとり暮らし等の2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた人、難病に罹患している18歳以上のひとり暮らし等の人	利用数：1世帯	適切な給付の継続	障害福祉課
3-2 住宅火災通報システム事業 〔継続〕	ひとり暮らし等の重度身体障害のある人等の火災における緊急時の安全確保のため、住宅火災通報システムを給付し、速やかな通報等を行います。 対象者： 救急直接通報システム利用者で18歳以上のひとり暮らし等の2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた人	利用数：0世帯	適切な給付の継続	障害福祉課
3-3 ヘルプカードを活用した防災・防犯の取組 〔継続〕	平成26年7月から配付を開始したヘルプカードを広く周知、活用することにより、障害のある人が安心して生活できるまちづくりを推進します。	ヘルプカード普及講習会を「見守り支援懇談会」に合わせて実施し、周知を図った。 延配付者数：2,028人	ヘルプカードの周知・拡大	障害福祉課

項目	内容	令和4年度 実施状況	令和8年度 目標	担当課
3-4 防災・防犯のため の自助や共助の取組 〔継続〕 重点施策3	地域自立支援協議会 防災・防犯部会において 地域での障害のある人 の見守りや災害時の障 害のある人の支援の取 組を、警察署や消防署、 地域の団体等と連携し て実施します。	防災・防犯部会の取組 として、警察署と連携し た見守り支援懇談会を 実施した。(R5.3.17) 参加:31人 防災フェスタ 2023 において「災害時支援い ろはカルタ」の実演・周 知を行った。(R5.3.11)	警察署、消防署や 地域の団体と連携 した取組の継続	障害福祉課
3-5 感染症拡大防止等 の取組 〔継続〕	新興感染症等の感染 拡大の状況下において も、障害のある人が障害 福祉サービスを安心して 利用できるよう支援を行 います。 また、生活様式や生活 環境の変化に不便や戸 惑いを感じている障害 のある人への配慮や援 助が適切になれるよう、 市民に対する理解促 進等に努めます。	新型コロナウイルス感染 症拡大防止対策推進事 業 事業所でのPCR検 査・抗原検査費用の 補助:9法人 在宅要介護者受入事業 家族が新型コロナウイ ルス感染症に感染し た場合、要介護者に 必要な介護サービス 等を提供する環境を 整える 利用者:0人 コロナ禍における障害 のある方への合理的配慮 の啓発動画 令和3年度に作成し た動画を市公式動画 チャンネルに掲出する 等の啓発活動を行 った。	在宅の障害のある 人や障害福祉サー ビス等事業所への 適切な支援の実施 市民に対する障害 や障害のある人へ の理解促進と情報 発信	障害福祉課
	医療や福祉、介護関係 の事業所等に対して、「東京都感染拡大防止ガイ ドライン」など各種ガイ ドラインに沿った感染予 防、感染拡大防止の対策 を促進します。	医療や福祉、介護関係 の事業所等に対しては、 新型コロナウイルス感染 症に係る各種ガイドライ ンの周知や、東京都と連 携したワクチンバスの利 用促進等、感染拡大防 止の対策を行い、ワクチ ン接種の促進に努めた。	感染予防、感染拡 大防止策であるワ クチン接種につい て、東京都と引き 続き連携	健康推進課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
地域福祉計画	災害時要配慮者対策の推進	<p>災害時における高齢者や障害のある人などの安全を確保するため、地域防災計画に基づき、災害時要配慮者対策を推進します。避難行動要支援者名簿を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、高齢者ほっと支援センターなどの関係機関に提供し、情報の共有化を図るとともに、災害時における支援体制づくりに努めます。</p>
	安全・安心を守る環境づくりの推進	<p>交通安全教室や運転者講習会などの実施により、誰もが安心して外出できるよう、交通安全思想の普及に努めるとともに、交通安全施設の整備を関係機関に働きかけていきます。</p> <p>消費者への啓発・情報提供・相談を通じて、契約トラブルや悪質商法被害の防止に努めています。</p> <p>地域の犯罪情報や身近な事件の情報を提供し、地域の防犯意識や犯罪から身を守るための啓発活動に努めます。</p> <p>災害や防災に関する情報提供や啓発活動を行い、地域の防災対策の推進に努めます。</p> <p>感染症予防、感染症拡大防止対策として、市民、関係団体や福祉サービス事業所への新しい生活様式やガイドラインの周知・啓発を図ります。</p>
	公共建築物及び公園・道路などの公共施設の整備	<p>公共施設等の整備について、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点で福祉のまちづくりの促進に努めます。</p> <p>歩道の段差改良などのバリアフリー化を進めます。</p> <p>ベンチなどの休憩施設が設置可能なバス停留所付近については、バス事業者への働きかけや整備を行い、高齢者や障害のある人などが安心して公共交通機関を利用できるよう努めます。</p> <p>誰もが安心して学べるよう、学校施設のバリアフリー化を進めます。</p>

第5章

数値目標と確保のための方策

(第7期東大和市障害福祉計画・第3期東大和市障害児福祉計画)

本章の内容は、第4章「障害のある人に係る施策の展開」のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法で規定する障害福祉サービス等の数値目標と確保のための方策を示すものです。

第2節から第7節の内容は、第4章と重複するため、見込量(目標値)や具体的な事業内容は、本章で記載することとし、第4章では、《参考》として取組項目のみ記載しています。

第1節 令和8年度の数値目標

国の基本的な指針では、障害のある人の自立支援の観点から、市町村が策定する障害福祉計画において、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤障害児支援の提供体制の整備等、⑥相談支援体制の充実・強化等、⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について成果目標と活動指標を設定することが適当であるとされています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国的基本的な指針

- 令和4年度末時点の福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
- 当該目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入所者の 6%以上が地域生活に移行することとともに、これに併せて令和8年度末の施設入所者を令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。
- 当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成の割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
- なお、施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。

※平成24年4月施行の児童福祉法改正により、障害者総合支援法のサービス受給者となって当該施設に引き続き入所している者は含めない。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第5回専門部会資料より)

<施設入所者の地域移行に関する考え方>

- 都は、さらなる地域生活への移行を進める観点から、国の基本指針に即して、令和4年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本に、区市町村の状況も踏まえて成果目標を設定するべきである。
- 成果目標の達成に向けて、区市町村は、計画的に障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保を図るとともに、都外施設を含む施設入所者本人の意向確認、関係者との連絡調整等を行い、施設から地域への切れ目のない支援につなげる必要がある。また、家族の不安の解消により、地域移行への動機付けや地域移行に対する理解を進めるとともに、施設入所者に意思決定支援を行うことにより、本人の意向に基づき地域移行できるようにする必要がある。
- 重度の障害者が安心して地域で生活するため、重度者の受け入れに必要なグループホーム等地域生活基盤の整備が求められる。

- ・また、都外施設入所者の地域移行を支援する相談支援事業所の取組の促進や、重度の施設入所者が希望する地域で安心して暮らせるよう移行後の相談援助等への支援が求められる。
- ・都は、入所施設における地域移行に向けた取組を促進するため、入所施設へのコーディネーターの配置や、ピアサポート活動による普及・啓発などの取組を引き続き進めるとともに、障害者施策推進区市町村包括補助事業等により、区市町村の地域の実情に応じた取組を支援していく必要がある。

<入所施設の定員に関する考え方>

- ・都においては、平成17年10月1日現在の入所施設定員数7,344人を超えないとする第6期障害福祉計画までの目標を継続し、引き続き目標の達成に向けて取り組むべきである。
- ・なお、新たな施設入所者については、グループホーム等での対応が困難であり、施設入所が真に必要な障害者に限られるべきであることに留意する必要がある。
- ・また、計画上の入所施設定員数にかかわらず、18歳以上の入所者に対応した障害児入所施設の障害者支援施設への移行には配慮する必要がある。

市の目標設定

項目	数値	説明
地域生活移行者数		
算定基礎数値	51人	令和4年度末現在の施設入所者数
目標値	4人 (7.8%)	令和6年度から令和8年度末までの間に地域移行する見込者数
未達成者数 (未達成割合)	0人 (0.0%)	第6期目標値(3人)のうち令和4年度末まで未達成の見込者数
施設入所者数		
算定基礎数値(A)	51人	令和4年度末現在の施設入所者数
目標値(B)	48人 (▲5.8%)	令和8年度末の施設入所者の見込者数
削減見込	3人	(A)-(B)
(参考)待機者数	7人	令和5年9月1日現在の施設入所待機者数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本的な指針
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となる。
①精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 325.3日以上
②精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) 国が提示する推計式を用いて設定する。
③精神病床における早期退院率 令和8年度における入院後3か月時点の退院率を、68.9%以上とする。 令和8年度における入院後6か月時点の退院率を、84.5%以上とする。 令和8年度における入院後1年時点の退院率を、91%以上とする。

東京都の基本的な考え方
(東京都障害者施策推進協議会 第5回専門部会資料より)
・都は、精神科病院からの地域生活への移行をさらに進める観点から、国の基本指針に即しつつ、都における実績を踏まえ成果目標を設定するべきである。
・成果目標の達成のためには、入院が長期化する前の段階で、円滑な退院に向けた支援につなげる取組が求められる。
・また、長期在院者に対しては、社会的入院を解消する観点から、退院促進に向けた働きかけや地域との調整等を進める必要がある。
・これまでの精神科病院からの地域移行の実績を踏まえ、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)が円滑に機能するための地域生活への移行支援の仕組みづくりや、広域的な調整、人材育成、ピアソポーターの育成・活用等、成果目標の達成に向けた取組が引き続き必要である。
・区市町村は、精神科病院からの地域生活への移行・定着を支援する相談支援体制の充実を図るとともに、退院後の精神障害者が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的な整備を進める必要がある。
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、都は、引き続き、保健、医療、福祉等の関係者による効果的な支援体制の構築に向けた協議を進めるとともに、区市町村職員等を対象とする研修の実施や好事例の紹介等により、区市町村における精神障害にも対応した地域包括システムの構築に向けた取組を支援することが求められる。
・また、令和4年の精神保健福祉法の改正により導入された「入院者訪問支援事業」や、精神保健に課題を抱える者への相談支援、精神科病院における従事者等への研修・普及啓発等について、着実な実施を図ることが必要である。

市の目標設定

入院中の精神障害のある人の地域移行に関する目標値は、都道府県が設定することとされ、市において目標設定を行いません。

市では、令和元年に「東大和市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」を設置しました。推進会議で体制構築に向けた協議を進めて、目標値の達成をめざします。

また、現住所が当市にある人の東京都内の精神科医療機関への入院者の状況については、以下のとおりとなっています。

精神科医療機関からの地域移行に伴い、必要な障害福祉サービス及び相談支援の量を見込みます。

精神科医療機関への入院患者数(令和3年6月30日時点)

(単位:人)

	3か月未満(急性期)	3か月以上1年未満	1年以上	合計
65歳未満	22	12	23	57
65歳以上	14	24	37	75
合計	36	36	60	132

※地域精神保健福祉資源分析データベース(ReMHRAD)より

(3) 地域生活支援の充実

国の基本的な指針

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るために、令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第5回専門部会資料より)

- 令和4年の障害者総合支援法の改正により、地域生活支援拠点等の整備が区市町村の努力義務とされたことに伴い、各区市町村に一つ以上の地域生活支援拠点等を整備することとともに、コーディネーターの配置や運用状況の検証及び検討が求められている。また、設置済みの区市町村においてもさらにその機能を活かしていくことが求められている。
- 都は、区市町村における地域生活支援拠点等の整備状況を把握し、好事例の紹介を行うなど、地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実のために必要な支援を行う必要がある。
- 強度行動障害を有する障害者については、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じるほか、事業所での受け入れが消極的になるなど、適切なサービスが受けられないケースがある。

- ・強度行動障害を有する障害者が安定した日常生活を送ることができるよう、障害特性の理解に基づき、ニーズに応じた適切な支援を行う必要がある。強度行動障害を有する障害者等の受け入れを促進するための基盤整備の推進や、事業所職員等の専門性を強化し適切な支援を提供するための体制整備が求められる。

市の目標設定

①地域生活支援拠点の充実

目標値(令和8年度末の設置か所数)	1か所
-------------------	-----

当市では、令和2年度に、東大和市総合福祉センターは～とふる、東大和市地域生活支援センター ウエルカム及び市を基幹相談支援センターに位置づけた上で、各所にコーディネーターを配置し、地域生活支援拠点「ういすねっとi」の面的整備をスタートさせました。

地域の関係機関による地域生活支援拠点連絡会議を設け、拠点等の事業の進行管理、関係機関への周知・連携構築等を行うとともに、順次機能の充実を図ります。

②強度行動障害を有する者への支援体制の充実

当市では、強度行動障害を有する者の状況や支援ニーズの把握に努め、支援体制の検討等を順次進めています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本的な指針

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする基本とする。

事業ごとの目標値

- | | |
|-----------|---------|
| ①就労移行支援 | 1.31倍以上 |
| ②就労継続支援A型 | 1.29倍以上 |
| ③就労継続支援B型 | 1.28倍以上 |
- ・就労移行支援事業所での一般就労移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
 - ・就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定する。
 - ①就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
 - ②就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。
 - ③協議会(就労支援部会等)を設けて取組を進める。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第5回専門部会資料より)

- 成果目標は、国の基本指針に即しつつ、これまでの実績等を踏まえて設定すべきである。
- 都では、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、「区市町村障害者就労支援事業」を推進している。
- 一般就労に向けた支援に関する量的な目標については、引き続き、都独自の目標として、「区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数」を設定すべきである。
- 成果目標を達成するためには、福祉施策と労働施策の双方から重層的な取組が重要であり、ハローワークによる支援やジョブコーチ事業等の労働施策との連携による障害者雇用の推進に関して活動指標を設定し、取組を進める必要がある。
- 令和4年の障害者総合支援法の改正により、障害者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労選択支援事業が新設されることとなっており、就労意向のある者が適切に利用できるよう、取り組んでいく必要がある。

市の目標設定

項目	数値	説明
福祉施設からの一般就労移行者数		
算定基礎数値	14人	令和3年度において福祉施設から一般就労した者の数
目標値	18人	令和8年度において福祉施設から一般就労する者の数。全体で1.28倍と見込む。(就労移行支援では1.31倍以上、就労継続支援A型では1.29倍以上、就労継続支援B型では1.28倍以上をめざす。)
就労移行支援事業所の就労移行率		
算定基礎数値	1か所	市内の就労移行支援事業所は、総合福祉センターは～とする1か所のみ
目標値	1/1か所 (10割)	一般就労移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
就労定着支援事業の利用者数		
算定基礎数値	12人	令和3年度末の利用者数
目標値	17人	令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合(全体の2.5割以上)		
算定基礎数値	0か所	令和3年度の実績(市内に就労定着支援事業所なし)
目標値	0か所	令和8年度においても就労定着支援事業所なし
区市町村障害者就労支援事業による一般就労者数		
算定基礎数値	29人	令和3年度において障害者就労支援事業を利用して一般就労した者の数
目標値	35人	令和8年度において障害者就労支援事業を利用して一般就労する者の数。1.2倍と見込む。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本的な指針

- 重層的な地域支援制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

また、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

- 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

- 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第5回専門部会資料より)

- 区市町村は、国的基本指針に示された見込量の設定の考え方を参考に、地域における児童の数の推移も含めた地域の実情を踏まえて、障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量を定めるよう努める必要がある。
- 都は、国的基本指針に示された見込量の設定の考え方を参考に、障害児入所支援の見込量を設定するとともに、区市町村が設定した見込量を集計したものを基本として、身近な地域での支援体制の整備を進める観点で調整を図りながら、都全域の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量を作成する。
- 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児支援等の専門的な支援を確保する必要がある。
- また、教育・保育等とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築が重要である。
- さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようことで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する必要がある。
- そのため、障害児支援には、施設・事業所等が自ら障害児に対して行う支援に加え、専門的な知識・経験に基づき一般的な子育て支援施策をバックアップする後方支援としての役割が求められる。

市の目標設定

項目	目標値	説明
児童発達支援センターの設置	1 か所	令和6年度から開設される児童発達支援センターにおいて、国の基本指針に定められた役割を果たすよう努めます。
保育所等訪問支援の実施		また、市内の児童発達支援事業所には、保育所等訪問支援の実施を促します。
重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所以上	令和4年度末時点で、児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所3か所が設置されています。今後も対象児童のニーズ把握等を行い、必要なサービス提供体制を確保します。
重症心身障害のある児童を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上	
保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場	検討	府内の関係部署の連携を図りながら、協議の場の設置について検討します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	検討	当面、行政職員、相談支援や訪問看護事業所職員等に対して、コーディネーター養成研修の受講を促し、配置について検討します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国的基本的な指針

- 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化を及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第5回専門部会資料より)

- 区市町村においては、全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画が作成される体制を確保・維持するため、引き続き、計画相談支援の体制整備を計画的に進める必要がある。
- また、計画相談支援等が適切に実施されるためには、区市町村において、特定相談支援事業所等のバックアップのため、基幹相談支援センターの設置等を通じて、人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、地域の関係機関へのフィードバック等、地域における相談支援体制を推進することが望まれる。
- 令和4年の障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業者に対する相談、助言、指導等の業務が法律上明確化された。併せて、都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置促進等のための広域的な支援の実施を行うことが求められている。

- ・都は、区市町村における基幹相談支援センターの設置状況を把握し、広域的な観点からその設置及び機能の充実・強化に向けた支援に取り組むほか、引き続き、基幹相談支援センター未設置の区市町村に設置を促していくことが必要である。また、区市町村の体制整備に必要な相談支援専門員の見込みを把握し、指定した研修事業者とも連携して相談支援専門員の養成を着実に行うとともに、地域課題についての協議や相談支援従事者への助言・指導等を実施するなど地域の相談支援体制において中核的な役割を果たす主任相談支援専門員を着実に養成し、区市町村の相談支援体制強化を支援する必要がある。
- ・また、都は区市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。さらに、障害福祉サービス等の提供に当たっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発や意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。
- ・地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)は、入所施設・精神科病院から地域生活への移行や移行後に地域で暮らし続けるために、また、地域で生活している障害者が住み慣れた地域での生活を続けていくために充実が求められる。
- ・自立支援協議会には、関係機関等の有機的な連携の下、地域の課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていくことが求められる。都は、引き続き、先進的取組事例の紹介や協議会関係者の交流機会の提供など、区市町村の協議会の活性化を図り、相談支援体制の充実につなげるための支援を行う必要がある。

市の目標設定

令和2年度から、総合福祉センターは～とふる、地域生活支援センターウエルカム及び市を地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターと位置づけて、コーディネーターとして専門的職員を配置しました。基幹相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組等を実施しています。

障害福祉サービス等の利用者の増加に比べて、相談支援事業所、相談支援専門員が不足しているため、充足を図るとともに、基幹相談支援センター及び地域自立支援協議会相談部会の活動を通して、相談支援専門員の資質向上を図ること等により、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本的な指針

- 都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第5回専門部会資料より)

- 多様な事業者が提供する様々なサービスの中から、利用者が自ら必要なサービスを選択するためには、福祉サービス第三者評価など、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促進するとともに、利用者のサービス選択のための情報提供を行う制度をこれまで以上に推進していく必要がある。
- また、障害者が安心してサービスを利用するためには、サービスの提供主体である事業者等が法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠である。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要である。
- 国的基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、指導検査の適正な実施と、その結果を関係区市町村と共有する体制の構築について、成果目標として示している。都は、基本指針に即しつつ、都における実情を踏まえながら引き続き体制を維持していく必要がある。

市の目標設定

東京都、東京都心身障害者福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター等で開催される専門的研修に、市職員が積極的に参加します。

障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用し、例月の請求審査において、請求の適正化を図ります。

東京都が実施する指導監査結果については、当面、市において分析や活用に取り組み、関係市町村との共有体制については今後検討します。

第2節 障害福祉サービス等の見込量とその確保の方策

国の基本的な指針では、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量とその確保の方策を定めることとしています。当市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的な考え方を踏まえて、令和6年度から令和8年度までの見込量とその確保の方策を定めます。

見込量等は、第6期計画期間の各サービスの利用状況、前節の数値目標、特別支援学校卒業見込者数、転入者等を勘案して定めます。

※各表とも、令和3年度、4年度は実績数値。令和5年度は第6期計画における見込み数値。令和6年度から8年度までは、第7期計画で定める見込数値です。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

(単位:人、時間)

		実績		見込	計画期間の見込		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
居宅介護	人数	176	184	200	205	215	225
	時間	1,473	1,380	1,600	1,600	1,700	1,800
重度訪問介護	人数	14	17	17	20	22	24
	時間	3,960	4,349	5,000	5,200	5,600	6,000
同行援護	人数	27	29	36	37	39	41
	時間	469	549	830	710	790	870
行動援護	人数	2	4	5	6	7	8
	時間	74	86	90	110	120	130
重度障害者等包括支援	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
合 計	人数	219	234	258	268	283	298
	時間	5,976	6,364	7,520	7,620	8,210	8,800

※1か月当たりの利用者数、利用時間数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> • 居宅介護 自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。家事援助、身体介護、通院介助、通院等乗降介助のサービス種別があります。障害支援区分1以上の人(障害のある児童はこれに相当する状態)が対象となります。 • 重度訪問介護 重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人であって、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。原則、障害支援区分4以上の人人が対象となります。 • 同行援護 視覚障害により、移動困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。 • 行動援護 知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に介助や外出時の移動の支援などを行います。障害支援区分3以上で行動障害のある人が対象となります。 • 重度障害者等包括支援 常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。障害支援区分6以上で意思疎通が著しく困難である等の人が対象となります。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> • 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護は、第6期計画期間の実績を踏まえて利用の伸びを見込みました。 • 重度障害者等包括支援は、対象者の基準、サービス提供事業者の体制等を考慮して0人と見込みました。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> • 令和5年10月1日現在、市内に居宅介護17か所、重度訪問介護15か所、同行援護8か所、行動援護3か所の事業所があります。重度障害者等包括支援の事業所はありません。 • 市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。 • 事業所連絡会の開催等により、サービス提供体制の充実やサービスの質の確保に努めます。また、特にヘルパー不足が顕著な重度訪問介護等については、市として独自の人材確保策に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護 重要施策2

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
入所系	47	48	47	50	49	48
通所系	135	153	167	170	180	190
合 計	182	201	215	220	229	238

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 常に介護が必要な人に、主に日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上（入所の場合は区分4以上）または50歳以上の区分2以上（入所の場合は区分3以上）の人が対象となります。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 入所系 養護者の高齢化等様々な理由により、毎年数名が新規に入所しています。現入所者の地域移行等を行うことで、極力利用者の減をめざします。 通所系 第6期の計画期間では、ほぼ見込みどおりの利用者増となっています。特別支援学校卒業生の利用のほか、就労継続支援等の利用者の障害の重度化等が増加要因と思われます。今後もこの傾向は続き、在学中の重症心身障害のある児童の卒業も多く見込まれます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 入所系 市外の事業者による施設入所支援と合わせて提供します。 通所系 <ul style="list-style-type: none"> 東大和市総合福祉センターは～とふるで、生活介護の定員を拡充したことにより、利用者の増加に対応します。 は～とふるで、医療的ケアが必要な人へのサービスも提供し、比較的重度な人の受け入れを確保します。 次期計画期間中に、は～とふるの定員を上回ることが見込まれ、市内の事業所整備の検討が必要となります。 最重度の重症心身障害のある児童や人の受け入れが可能な施設の確保が大きな課題であり、市内での事業所整備を行っていく必要があります。

②自立訓練

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
機能訓練	0	0	1	1	1	1
生活訓練	28	26	29	33	36	39

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練 身体障害のある人を対象に、自立した日常生活ができるよう、一定の期間（標準期間18か月）、身体機能向上のために必要な訓練を行います。 生活訓練 知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間24か月、長期入所者の場合36か月）、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練 市内・近隣に事業所がなく、対象者も少数です。 生活訓練 主に精神障害のある人が、市内及び近隣市の事業所を利用することが増えています。就労継続支援等で継続的に通所をする前段階の訓練として必要性が増しています。また、東大和市総合福祉センターは～とふるでは、知的障害のある人が利用をしています。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 東大和市総合福祉センターは～とふる及び市内・近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。

③就労選択支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
就労選択支援	-	-	-	0	7	7

※1か月当たりの利用者数

※令和6年度以降創設されるサービスのため、令和3・4年度の実績及び令和5年度の見込の記載はない。

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援、就労継続支援を受けることまたは通常の事業所に雇用されることについて適切な支援を必要とする人に、短期間の生産活動等の機会を提供し、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮等の整理を行い、適切な支援の提供に必要な障害福祉サービス事業者との連絡調整等を行います。
--------	--

サービスの見込量	• 令和6年度以降(施行日は未定)に創設される新たなサービスで、新たに就労継続支援や就労移行支援を利用する人等の中で、適切な支援が必要な人が対象になるものと見込まれます。
見込量確保の方策	• サービス提供者として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、自治体設置の就労支援センター等が見込まれているため、それらの事業者へ指定取得を促します。

④就労移行支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度		令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
就労移行支援	25	32	31	48	53	58

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	• 一般就労を希望する人に、一定期間(標準期間 24 か月)、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。
サービスの見込量	• 特別支援学校高等部の卒業生や精神障害のある人の利用が増えており、とりわけ精神障害のある人の就労ニーズが高く、今後もその傾向は続くものと見込まれます。
見込量確保の方策	• 東大和市総合福祉センターは～とふる及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。

⑤就労継続支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
A型	17	17	22	18	20	22
B型	298	301	315	325	330	335

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> • A型 企業等に就労することが困難な人に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。 • B型 企業等に就労することが困難な人に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> • A型 一般就労と福祉的就労との中間的就労としての利用ニーズが増しており、今後も少しずつ利用が増えるものと見込みます。 • B型 特別支援学校卒業生、社会復帰をめざす精神障害のある人等により、今後も利用が見込まれます。障害の重度化や高齢化により生活介護へ移行する者がいる一方、新規利用者もあり、今後も漸増していくことが予想されます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> • A型事業所は、市内の東大和市総合福祉センター(定員10名)及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。 • B型事業所は、令和5年10月現在、市内に12か所あります。 <ul style="list-style-type: none"> ①東大和市総合福祉センターは～とふるで、就労継続支援B型の定員を拡充したことにより、新たな利用者に対応します。また、訓練内容に対するニーズが多様化しており、それらに対する対応も検討が必要です。 ②事業所連絡会等を通して、職員のスキルアップ、サービスの質の向上をめざします。

⑥就労定着支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
就労定着支援	7	12	8	13	15	17

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した人に、就労の継続を図るために必要な事業主等との連絡調整や日常生活や社会生活を営む上での相談、指導及びその他の必要な支援を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から始まった新しいサービスであり、利用者は漸増傾向です。令和3年度末利用者の1.41倍の利用を見込みます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市内には東大和市総合福祉センターに就労移行支援事業所がありますが、就労・生活支援センターを併設しているため、事業者指定を見込むことは困難であり、近隣市の事業所を活用します。

⑦療養介護

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
療養介護	11	12	12	12	12	12

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 現在、利用者は12人ですが、重症心身障害のある人の施設入所待機者は保護者の高齢化等により年々増加傾向があり、在宅の重症心身障害のある児童も増加しています。医療的ケアの度合いが高い人も増えています。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害のある人の入所施設は市内に東京都立東大和療育センターがありますが、長期入所枠92床のうち2人が当市からの利用で、他の人は近隣市の施設を利用しています。 空床が出た場合の希望者が多く、新規利用が困難な状況です。重症心身障害のある人の入所施設については、高度医療を伴う支援が必要な対象者も多く、東京都のリーダーシップによる整備が望まれます。

⑧短期入所

(単位:人、日)

		実績		見込	計画期間の見込		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
福祉型	人数	34	47	61	58	61	63
	日数	179	247	380	360	380	400
医療型	人数	17	16	29	27	29	31
	日数	118	145	190	180	190	200
合 計	人数	51	63	90	85	90	94
	日数	297	392	570	540	570	600

※1か月当たりの利用者数、利用日数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。短期入所のうち、医療機関において重症心身障害のある児童や人等に対して実施するものを医療型といいます。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 第6期計画期間は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、施設での受け入れが困難となり利用が減少しましたが、現状では回復傾向にあります。 福祉型では、介護者の高齢化に伴い介護者の休養等を目的とした利用が増えています。 医療型では、重症心身障害のある児童の利用が増えています。このようなことから今後も利用が増えるものと見込みました。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 福祉型については、東大和市総合福祉センターは～とふる及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保しますが、緊急時に利用できる事業所が少ないため、市内でのさらなる整備をめざします。 医療型については、市内及び近隣市の事業所を活用して、提供体制を確保します。

(3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

重要施策2

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
知的・身体障害のある人	109	116	115	127	133	139
精神障害のある人	18	24	24	38	44	50
合 計	127	140	139	165	177	189

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を行います。 平成26年4月からケアホームがグループホームに統合され、外部サービス利用型または介護サービス包括型として運営されることになりました。 平成30年4月から重度の障害のある人等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする日中サービス支援型が創設されました。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害・身体障害のある人 知的障害のある人について、第6期の計画期間において、新規施設の開所、介護者の高齢化、自立生活への希望等で利用者が大幅に増えました。一方、入所施設からの地域移行に伴う利用はありませんでした。第7期においても、在宅からの利用ニーズが多く見込まれるため、第6期の実績を踏まえて利用の伸びを見込みました。利用者の高齢化・重度化が進んでおり、設備や支援体制での課題が増しています。 精神障害のある人 家族との関係性から自立生活を望む方が多く、通過型（原則利用期間3年）、通過型からの地域移行が困難な場合の滞在型ともに利用が増えつつあります。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 現在、市内に外部サービス利用型グループホームが1か所（定員7人）、介護サービス包括型グループホームが37か所（定員189人）があり、市内の人が70人利用しています。他は、他市の施設を利用しています。 知的障害のある人の利用は今後も増えると見込まれるため、市内法人等による施設設置の支援を今後も続けていきます。特に、重度の障害がある人が地域生活を続けていくために、受け入れる施設・体制のあるグループホームの整備が望まれます。また、精神障害のある人の滞在型についても、令和2年度に市内に1か所開設されましたが、今後もニーズが増すものと思われ、同様に施設設置の支援を行っていきます。 市内のグループホームは、小規模法人の運営するグループホームが多く、利用者の高齢化・重度化や生活面の課題への対応等が求められており、世話人等の人材確保やサービスの質を向上させるための支援への取組が必要です。

②施設入所支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
施設入所支援	50	51	48	50	49	48

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	• 施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
サービスの見込量	• 第6期の計画期間に地域移行の推進を図りましたが、やむを得ない事情による新規入所者があり、令和5年度末の見込量の達成は困難です。第7期においては、現入所者の地域移行等を行うことで、令和4年度末の入所者数から5.8%を削減する48人を令和8年度の目標値とします。
見込量確保のための方策	• 現在、市内に入所施設(重症心身障害者施設を除く。)はありません。市外の事業者により生活介護等と合わせて提供します。

③自立生活援助

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
自立生活援助	1	0	2	5	6	7

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	• 居宅において単身等で生活する障害のある人について、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談、情報提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
サービスの見込量	• 平成30年度から始まった新しいサービスで、市内では令和5年11月に1か所事業所が開設しました。今後、通過型グループホームから地域移行する人などが利用するものと見込みます。
見込量確保のための方策	• 地域での自立生活を支えるために必要なサービスであり、今後さらに共同生活援助事業所や相談支援事業所等に指定を働きかけて、サービス提供体制を整備します。

④地域生活支援拠点等

重要施策2

(単位:か所、人、回)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
設置か所数	1	1	1	1	1	1
コーディネーターの配置人数	−	−	−	3	3	3
検証・検討の実施回数	1	1	1	1	1	1

※コーディネーターの配置人数は、新たに設定された活動指標であるため、令和3・4年度の実績及び令和5年度の見込の記載はない。

事業内容及び見込量	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等を設置しコーディネーターを配置しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から東大和市総合福祉センターは～とふる、地域生活支援センター・エルカム及び市を中心として、面的な整備を行っています。各所にコーディネーターを配置します。また、年1回、地域の関係機関による地域生活支援拠点連絡会議を開催し、運用状況の検証及び検討を行います。

(4) 相談支援サービス

①計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
計画相談支援	144	154	170	170	180	190
地域移行支援	0.3	0.2	3	2	3	3
地域定着支援	0	0	2	1	2	2

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援 障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。 地域移行支援 施設入所者または精神科病院に入院している者が地域移行をするために、住居の確保、事業所への同行等の支援を行います。 地域定着支援 居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行います。
--------	--

サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none">• 計画相談支援 令和4年度末で障害福祉サービス利用者の 99%以上が利用しています。 今後は各サービス利用者の増に合わせて、サービス量を見込みました。• 地域移行支援 施設から地域生活に移行する人、精神科病院を退院して地域生活に移行する人に支給します。• 地域定着支援 居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し支給します。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none">• 現在、市内には、委託による指定相談支援事業所が2か所、その他の相談支援事業所が7か所あります。今後の利用者の増を考慮し、さらに相談支援専門員、事業所の拡充を図り、提供体制を確保します。• 基幹相談支援センター事業、地域自立支援協議会相談部会の活動を通して、計画相談支援の質の向上に努めます。

第3節 障害児支援の見込量とその確保の方策

国の基本的な指針において、平成24年度から新たに児童福祉法に規定された障害児支援についても、必要量を見込み、その体制整備に関するこことを障害児福祉計画として定めることとされました。当市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的な考え方を踏まえて、令和6年度から令和8年度までの見込量とその確保の方策を定めます。

見込量等は、第2期計画期間の各サービスの利用状況、障害のある児童の状況等を勘案して定めます。

(1) 児童発達支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度		令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
児童発達支援	52	58	55	80	90	100

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から、やまとあけぼの学園が児童発達支援事業所となり、通園児がサービスを利用しています。 ここ数年、とりわけ発達障害の児童の利用が増えており、今後も利用が増加することが見込まれます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市内の事業所は4か所(うち1か所は放課後等デイサービスとの多機能型)です。令和6年度にやまとあけぼの学園から移行する児童発達支援センターにおいて、定員を増加してサービス提供を行います。 重症心身障害のある児童が利用できる事業所を含めて、市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

(2) 放課後等デイサービス

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
放課後等デイサービス	158	232	170	240	260	280

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 学校就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 第6期も第5期に引き続き利用者が増加し、見込みを大きく上回っています。要因として障害のある児童、とりわけ発達障害の児童が増えていることなどが考えられ、今後もこの傾向は続くものと考えられます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市内の事業所は10か所(うち1か所は児童発達支援との多機能型)です。近隣市の事業所を利用したり、複数の事業所を利用する人も多い状況です。 発達障害の児童や重症心身障害のある児童が利用できる事業所を含めて、市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

(3) 保育所等訪問支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
保育所等訪問支援	3	3	10	20	25	30

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設を訪問し、障害のある児童及び保育所等の職員に対し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の指導等を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市に事業所ができたことに伴い、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している児童で、保育所や普通学校に通う児童の利用が増えています。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度にやまとあけぼの学園から移行する児童発達支援センターにおいて、保育所等訪問支援を行う予定であり、利用ニーズに対応したサービス提供を行います。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
居宅訪問型児童発達支援	1	1	2	2	3	3

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	・児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
サービスの見込量	・平成30年度から始まった新しいサービスです。重症心身障害のある児童の中で医療的ケアが伴う等、特に外出が困難な人などが利用するものと見込まれます。
見込量確保のための方策	・対象児が限定されるため、単独での事業所指定は困難と思われます。近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。必要に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所での併設等を働きかけます。

(5) 障害児相談支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
障害児相談支援	48	50	57	60	65	70

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	・障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
サービスの見込量	・令和4年度末で障害児通所支援利用者の99%以上が利用しています。今後はサービス利用者の増に合わせて、サービス量を見込みました。
見込量確保のための方策	・市内の障害児相談支援事業所は7か所です。今後の利用者の増を考慮し、さらに相談支援専門員、事業所の拡充を図り、提供体制を確保します。 ・児童発達支援センターの開設に伴い、障害のある児童の相談支援体制を拡充します。 ・基幹相談支援センター事業、地域自立支援協議会相談部会の活動を通して、計画相談支援の質の向上に努めます。

(6) 医療的ケア児支援コーディネーターの配置人数

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
コーディネーターの配置人数	0	0	1	0	1	1

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域の課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害のある児童以外の医療的ケア児(人工呼吸器を使用したん吸引等の医療的ケアが必要な障害のある児童)は、都内で2,000人程度いるとされ、市内では数名程度と見込まれます。
見込量確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 当面、行政職員、相談支援や訪問看護事業所職員等に対して、コーディネーター養成の研修受講を促し、配置について検討します。

第4節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本的な指針において、令和3年度から新たに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた数値目標を設定することとされました。

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

(単位:回、人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
協議の場の開催回数	3	4	6	4	4	4
協議の場への関係者の参加者数 (合計)	16	16	16	16	16	16
保健	1	1	1	1	1	1
医療	3	3	3	3	3	3
福祉	10	10	10	10	10	10
介護	2	2	2	2	2	2
障害当事者・家族等	0	0	0	0	0	0
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	1	1	1

実施の見込	• 当市では、令和元年6月に「東大和市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」を設置しました。推進会議において、地域の実情や課題を明らかにして、支援体制の構築に向けた協議を進めます。
-------	--

(2) 精神障害のある人の地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
地域移行支援	1	1	2	2	3	3
地域定着支援	0	0	1	1	2	2
共同生活援助(グループホーム)	18	25	24	36	42	48
自立生活援助	0	0	2	4	5	6
自立訓練(生活訓練)	-	-	-	26	29	31

※1か月当たりの利用者数

※自立訓練(生活訓練)は、新たに設定された活動指標であるため、令和3・4年度の実績及び令和5年度の見込の記載はない。

利用者の見込	<ul style="list-style-type: none">第2節で掲げた各障害福祉サービス等の利用者数の見込みのうち、精神障害のある人の分について再掲しました。
見込量確保の方策	<ul style="list-style-type: none">共同生活援助(グループホーム)は、精神障害のある人の地域生活を支えるために欠かせないサービスであり、市内に通過型2か所、滞在型1か所を整備しています。今後も市内及び近隣市の事業所の活用で対応していきます。地域移行支援は、精神科病院からの退院・地域移行に際しての利用が少しずつ増えています。地域定着支援、自立生活援助の利用はまだ少ない状況ですが、協議の場で地域の実情を把握し、サービス提供体制の整備を図ります。自立訓練(生活訓練)は、就労継続支援等に通所する前段階の訓練の場として利用が増えており、市内及び近隣市の事業所の活用で対応していきます。

第5節 相談支援体制の充実・強化のための取組

国の基本的な指針において、令和3年度から新たに、相談支援体制の充実・強化のための取組に関する数値目標を設定することとされました。

(1) 基幹相談支援センターの設置

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
総合的・専門的な相談支援の実施	設置	設置	設置	設置	設置	設置

実施の見込	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から、総合福祉センターは～とふる、地域生活支援センターウエルカム及び市を地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターと位置づけて、コーディネーターとして専門的職員を配置し、総合的・専門的な相談支援を実施しています。
-------	---

(2) 地域の相談支援体制の強化

(単位:件、回、人、か所、部会)

		実績		見込	計画期間の見込		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
基幹相談支援センター	相談支援事業者に対する指導・助言の件数	12	12	12	12	12	12
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	2	2	1	3	3	3
	相談機関との連携強化の取組の実施回数	13	13	13	13	13	13
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	－	－	－	12	12	12
	主任相談支援専門員の配置数	－	－	－	1	1	2
地域自立支援協議会	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数及び参加事業者・機関数	－	－	－	6	6	6
	専門部会の設置数及び実施回数	－	－	－	4	4	4
				9	10	11	
				25	25	25	

※「個別事例の支援内容の検証の実施回数」以降の項目は、新たに設定された活動指標であるため、令和3・4年度の実績及び令和5年度の見込の記載はない。

実施の見込	<ul style="list-style-type: none">• 地域生活支援拠点と一体的に運営する基幹相談支援センターにおける取組<ul style="list-style-type: none">①地域自立支援協議会に参加して相談支援事業者に対する指導・助言②市内の相談支援専門員のスキルアップ研修の実施③相談部会への参画(再掲)及び地域生活支援拠点連絡会議での関係機関との連携強化④地域生活支援拠点コーディネーター会議での個別事例の支援内容の検証、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の増加に努めます。• 地域自立支援協議会において、これまでの間、積極的な取組を行ってきましたが、今後もさらに以下の取組を強化します。<ul style="list-style-type: none">①相談部会において事例検討や地域課題の抽出を行います。②地域自立支援協議会において各種専門部会を設け、地域課題の解決や社会資源の開発に努めます。
-------	--

第6節 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

国の基本的な指針において、令和3年度から新たに、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する数値目標を設定することとされました。

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
都道府県が実施する各種研修への参加人数	24	21	20	20	20	20
障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有体制	実施	実施	実施	実施	実施	実施
指導監査結果の関係市町村との共有体制	検討	検討	検討	検討	一部達成	一部達成

実施の見込	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が実施する各種研修への参加人数 東京都、東京都心身障害者福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター等で開催される専門的研修に、市職員が積極的に参加します。 ・障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有体制 例月の請求審査において、システムの審査結果と実績記録票等との突合を行い、事業所に対し請求誤りを指摘することにより、請求の適正化を図ります。また、報酬改定が行われた折等に、請求上の留意点を事業所に通知することにより情報共有を行います。 ・指導監査結果の関係市町村との共有体制 当面、市において、東京都が実施する指導監査結果の分析等を行い、障害福祉サービス等事業所へのフィードバックを行います。関係市町村との共有体制については今後検討します。
-------	--

第7節 地域生活支援事業の実施に関する事項

国の基本的な指針では、市町村の実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、①実施する事業の内容、②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、③各事業の見込量の確保のための方策を定めることとしています。

なお、「国の実施要綱に定める内容と異なる点が特段ない場合は記載を省略して差し支えない。」とされましたら、当市では、従前どおり市で地域生活支援事業と位置づける全ての事業について、国の基本的な指針及び東京都の基本的な考え方を踏まえて、令和6年度から令和8年度までの見込量とその確保のための方策を定めます。

※各表とも、令和3年度、4年度は実績数値。令和5年度は第6期計画における見込数値。令和6年度から8年度までは、第7期計画で定める見込数値です。

(1) 理解促進研修・啓発事業 重要施策1

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをします。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象に障害のある人への理解を深めるための催し(障害者理解促進事業等)を実施します。また、障害者週間に合わせて、障害のある人の理解・啓発のためのパネル展示等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体等が行う市民を対象とした自発的活動や催しについて、市報や窓口で周知するとともに、東大和市総合福祉センターは～とふると連携し、市民に広く周知する支援を行います。

(3) 相談支援事業

①相談支援事業

(単位:か所)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置
地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助、地域自立支援協議会の運営等を行います。
実施に関する考え方と見込量確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 障害者相談支援事業 地域活動支援センターの事業として、精神障害のある人を対象とした相談支援事業を東大和市地域生活支援センターウエルカムで、身体障害・知的障害のある人を対象とした相談支援事業を東大和市総合福祉センターは～とふるで実施しています。令和6年度以降も継続して実施します。 基幹相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和2年度から、東大和市総合福祉センターは～とふる、東大和市地域生活支援センターウエルカム及び市を基幹相談支援センターと位置づけて、地域生活支援拠点の機能も担うこととしました。 地域自立支援協議会 平成21年度から実施しました。専門部会の活動を活発に行うほか、平成24年4月から法定化された趣旨を踏まえて、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善の推進等のために十分に機能が果たせるよう活性化を図ります。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

重要施策2

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な相談支援等を要する困難ケースの援助を行うことなどを目的に、社会福祉士、精神保健福祉士等専門的職員を配置し相談機能強化を図ります。
実施に関する考え方 と見込量確保のため の方策	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターとして位置づけた東大和市地域生活支援センター「ウエルカム」、東大和市総合福祉センターは～とふる及び市に専門的職員を配置し、困難事例への対応等、関係機関との連携を図りながら支援を行っていきます。

③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
住宅入居等支援事業	検討	検討	検討	検討	一部達成	一部達成

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。
実施に関する考え方 と見込量確保のため の方策	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議において、住まいの確保支援の検討を行う等により、事業の実施について検討します。 地域自立支援協議会相談部会での取組を踏まえて、市内の不動産事業者との懇談会等を実施します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

重要施策1

(単位:件)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
成年後見制度利用支援事業	0	3	4	4	4	5

※1か年当たりの助成件数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の申立てに要する費用(鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部または一部)を助成します。
実施に関する考え方と見込量確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 市長申立ての場合に、申立てに要する費用を助成しています。知的障害のある人、精神障害のある人、その保護者の高齢化により、申立てが増えており、今後も継続して実施します。市長申立て以外の者への報酬助成については、今後、検討します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
成年後見制度法人後見支援事業	検討	検討	検討	検討	準備	実施予定

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。
実施に関する考え方と見込量確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市の視察を行い、実施方法を検討します。 予算がつき次第、成年後見制度推進機関(東大和市社会福祉協議会)に法人後見事業を委託することをめざします。【福祉推進課】

(6) コミュニケーション支援事業

(単位:人、件)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
手話通訳者の派遣 (実利用者数)	15	16	28	24	25	26
要約筆記者の派遣 (実利用者数)	0	1	6	2	3	4
点訳・音訳支援事業 (実利用者数)	38	35	50	33	33	33
手話通訳者設置事業 (年間延利用件数)	109	66	140	100	110	120
奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員登録者数)	14	13	19	16	17	18

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の派遣を行います。 要約筆記者の派遣を行います。 視覚障害のため情報取得に困難な人に、音声に吹き替えた市報・こうみんかんだより・議会だより等を希望者に配付します。 公共施設等に手話通訳者を設置します。 一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。また、手話通訳者(手話奉仕員)養成講座を実施します。
実施に関する考え方 と見込量確保のため の方策	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の派遣事業 委託により実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。 要約筆記者の派遣事業 手話通訳者の派遣事業と合わせて委託により実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。 点訳・音訳による支援事業 音声版の市報・こうみんかんだより・議会だよりを希望者に配付しています。令和6年度以降も継続して実施します。【秘書広報課、議会事務局、中央公民館】 その他の市の発行物について、音声化を庁内各部署に呼びかけます。 手話通訳者設置事業 平成23年度から市役所において実施しました。令和6年度以降も継続して実施します。 奉仕員養成研修事業 現在手話講習会を実施しています。手話通訳者養成講座は、平成25年度から市の事業として実施しました。手話奉仕員登録者数の増をめざします。

(7) 日常生活用具給付等事業

(単位:件)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
介護・訓練支援用具	13	8	20	15	15	15
自立生活支援用具	24	12	20	20	20	20
在宅療養等支援用具	11	18	20	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	16	10	15	15	15	15
排せつ管理支援用具	1,950	1,946	2,250	2,000	2,050	2,100
居宅生活動作補助用具	6	1	10	8	8	8
合 計	2,020	1,995	2,335	2,078	2,128	2,178

※1か年の給付件数

事業の内容	• 障害のある人が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。
実施に関する考え方 と見込量確保のため の方策	• 現在実施しています。令和6年度以降も継続して実施します。 • 給付種目について、自立支援のための必要性を勘案して見直し・拡充を図ります。

(8) 移動支援事業

(単位:人、時間)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
個別支援型	人数	171	157	230	200	210
	時間	1,014	1,235	1,750	1,400	1,450
グループ支援型	人数	25	25	14	30	33
	時間	65	148	144	180	200

※1か月当たりの利用者数、利用時間

事業の内容	• 屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。
-------	---

実施に関する考え方と見込量確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援型に加えて、令和2年度からグループ支援型も実施しました。 第6期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用が減少しましたが回復傾向にあります。 支給決定者数に比べて実利用者数が少なく、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、事業所におけるヘルパー不足という課題が考えられるため、平成31年度から知的障害者移動支援従業者養成研修を市独自で行っており、令和6年度以降も継続します。 利用者から利用方法等について様々な要望があるため、ニーズ把握に努め、利用方法等の検討を行います。
--------------------	---

(9) 地域活動支援センター

重要施策3

(単位:か所、人)

		実績		見込	計画期間の見込		
		令和3 年度	令和4 年度		令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
I型	実施か所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	213	189	230	210	220	230

※1か年当たりの実利用者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。 基礎的事業に加え、地域活動支援センターI型では、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。 地域活動支援センターII型では、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。
実施に関する考え方と見込量確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターI型は、東大和市地域生活支援センターウエルカムで精神障害のある人を対象に、東大和市総合福祉センターは～とふるで身体・知的障害のある人を対象に実施しています。 同II型は、市立みのり福祉園で身体障害のある人を対象に実施していましたが、平成28年10月に総合福祉センターに移行し、廃止しました。 I型事業を、ウエルカム及びは～とふるで令和6年度以降も継続して実施します。

(10) その他の事業

必須事業以外の事業で、自立した日常生活、社会生活を営む上で必要な支援事業として以下の事業を実施します。

①訪問入浴サービス事業

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度		令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
訪問入浴サービス事業	9	11	14	13	14	15

※1か月当たりの利用者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 入浴困難な在宅の重度障害のある人に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施しています。令和6年度以降も継続して実施します。

②日中一時支援事業

(単位:か所、人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度		令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
実施か所数	4	5	10	7	7	7
実利用者数	34	35	58	42	44	46

※1か月当たりの実利用者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対し事業者の施設等において日中一時的に排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度以降も継続して実施します。登録事業所の拡大に努めます。 東大和市総合福祉センターは～とふるで、身体障害・知的障害のある児童や人を対象とした事業を開始しました。それに合わせて通所施設利用後の時間帯にも利用できるよう4時間未満のサービス類型を創設したことにより、成人の利用が増えました。

③自動車運転免許取得費助成事業

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度		令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
自動車運転免許取得費助成事業	3	0	3	3	3	3

※1か年の助成者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 自動車運転免許を取得する障害のある人に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
実施に関する考え方と見込量確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施しています。令和6年度以降も継続して実施します。

④自動車改造費助成事業

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度		令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
自動車改造費助成事業	2	1	3	3	3	3

※1か年の助成者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
実施に関する考え方と見込量確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施しています。令和6年度以降も継続して実施します。

⑤住宅設備改善費給付事業

(単位:件)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度		令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
中規模改修	2	2	7	6	6	6
屋内移動設備設置	2	6	4	5	5	5

※1か年の給付件数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 重度の身体障害のある人が日常生活の利便を図るために、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成します。
実施に関する考え方と見込量確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 重度の身体障害のある人・児童の増加に伴い利用が増えています。令和6年度以降も継続して実施します。

⑥大学等修学支援事業

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度		令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
利用者数	-	-	-	1	1	1

※1か年の利用者数

※前計画期間中に始まった事業であるため、令和3・4年度の実績及び令和5年度の見込の記載はない。

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 重度の障害のある人が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度の障害のある人に対して修学に必要な身体介護等を提供し、障害のある人の社会参加を促進します。
実施に関する考え方と見込量確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から事業を開始しました。適切な支援が行われるよう事業所の確保に努めます。また、大学等に対しては、支援体制の構築を求めていきます。

⑦巡回支援専門員整備事業

(単位:件)

	実績		見込	計画期間の見込		
	令和3 年度	令和4 年度		令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
定期巡回件数	36	45	30	40	40	40

※1か年の実施件数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階からの支援や情報提供を行います。
実施に関する考え方と見込量確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児がいる施設等を計画的に巡回し、早期発見に努めるとともに、必要に応じて施設等職員や保護者へ助言等の支援を行います。【教育指導課】

第6章

計画の実施と評価

第1節 障害のある人の地域生活支援の仕組み

平成28年10月、新たな地域福祉・障害のある人の福祉の拠点として、東大和市総合福祉センターは～ふるが開設し、主に身体障害のある人・知的障害のある人の地域生活支援の役割を担う場となっています。また、従前から、地域生活支援センターウエルカムでは、主に精神障害のある人の地域生活支援を担っています。

令和2年度から整備を開始した「地域生活支援拠点 ういすねっと」では、総合福祉センターは～ふる、地域生活支援センターウエルカム及び市を基幹相談支援センターと位置づけて、地域の様々な社会資源を活用して、面的な整備を進めて、①相談 ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくりの機能の充実を図っていきます。

また、令和元年から発足した「東大和市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」で精神障害のある人の地域生活支援の仕組みを検討していきます。令和6年4月に開設する児童発達支援センターの充実を図るとともに、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」の設置についても引き続き検討を進め、障害のある児童の支援体制の強化に努めています。

また、地域自立支援協議会や上記の仕組み・会議体等を通して、福祉・保健・医療・教育・企業などの関係機関、サービス事業者、福祉活動を行う地域の団体、NPO などとの連携・協力を進めて、地域全体で障害のある人の生活を支える体制の構築をめざします。

第2節 計画の評価と進行管理

計画に沿った施策の推進を図るために、計画(PLAN)、実行(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)の「PDCAサイクル」の考え方を活用し、各年度の事業の実績・進捗について、「東大和市地域福祉審議会」に報告し意見を聴き、計画の進行管理や評価を適正に行います。

また、障害者総合支援法の規定により、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合は、あらかじめ地域自立支援協議会の意見を聞くよう努めなければならないことから、計画策定に当たっては、「東大和市地域自立支援協議会」の意見聴取を行います。

これらの結果を、令和9年度からの次期計画である第4次障害者総合プラン(第7次東大和市障害者計画・第8期東大和市障害福祉計画・第4期東大和市障害児福祉計画)の策定に適切に反映しています。

障害のある人の地域生活支援システムのイメージ



市・総合福祉センターは～とふる・地域生活支援センターウエルカムを、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターと位置づけて、地域自立支援協議会や相談支援事業所と連携して、障害のある人の地域生活を支える地域生活支援拠点「ういすねっと」を運営します。障害福祉サービス事業所等がういすねっとの機能を様々な形で担うとともに、地域の福祉・保健・医療などの関係機関や地域住民と連携しながら、障害のある人が地域で生き生きとした生活が続けられるよう支援します。

また、精神障害や医療的ケア等の個別の課題に対応するためのネットワークの構築も推進していきます。

資料

東大和市地域福祉審議会

(1) 設置条例

東大和市地域福祉審議会条例

平成7年12月26日
条例第34号

(設置)

第1条 東大和市における地域福祉の推進を図るため、東大和市地域福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。

（1） 地域福祉計画（地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画をいう。）に関すること。

ア 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

イ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

ウ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

エ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

オ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（2） 障害者計画（障害者の状況等を踏まえて策定される障害者のための施策に関する基本的な計画をいう。）、障害福祉計画（障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害福祉サービス等に係る業務の円滑な実施に関する計画をいう。）及び障害児福祉計画（障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画をいう。）に関すること。

（3） 健康増進計画（健康増進の推進に関する施策、食育の推進に関する施策及び母子保健に関する施策を総合的に推進するための計画をいう。）に関すること。

（4） 地域福祉の施策の充実及び推進に関すること。

（5） その他市長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 審議会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1） 学識経験者 3人以内

（2） 保健医療関係者 4人以内

（3） 福祉等関係者 9人以内

（4） 公募による市民 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、その選任方法は、委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(専門部会)

第8条 審議会のもとに専門的事項について調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 部会員は、委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、その選任方法は、部会員の互選による。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、地域福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年3月1日から施行する。

附 則（平成16年3月10日条例第6号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日に委嘱されている委員の任期は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年12月31日までとする。

附 則（平成27年3月4日条例第7号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（令和3年6月11日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月30日条例第25号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

(任期:令和3年7月1日～令和6年6月30日)

順不同、敬称略

部会名	構成委員名	所 属
地域福祉部会	和 秀俊	田園調布学園大学
	神原 久	東大和市民生委員・児童委員協議会（R4.11.30まで）
	藤澤 春惠	東大和市民生委員・児童委員協議会（R4.12.1から）
	千坂 真樹	多摩湖高齢者福祉施設経営者協議会（R5.3.31まで）
	米持 尚利	多摩湖高齢者福祉施設経営者協議会（R5.4.1から）
	折原 義和	東大和市私立保育園園長会（R4.6.30まで）
	五十嵐 弘充	東大和市私立保育園園長会（R4.7.1から）
	鎌田 真	東大和市社会福祉協議会
	山本 則文	公募市民
	笠松 寿子	公募市民
障害者部会	宮本 浩史	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
	井上 貴義	東大和市共同作業所連絡会
	水谷 雅弘	東大和障害福祉ネットワーク
	溝江 澄子	東大和市ボランティア会
	獅子野 秀美	東京都立東大和療育センター（R5.3.31まで）
	小林 昇	東京都立東大和療育センター（R5.4.1から）
	荒畑 好佑	公募市民
	水落 宏	公募市民
健康推進部会	辻 亮作	東大和市医師会（R5.6.23まで）
	佐藤 長人	東大和市医師会（R5.6.24から）
	橋本 智保子	東大和市商工会
	齊藤 寛	東大和市歯科医師会
	松岡 寛	東大和市薬剤師会
	山科 美絵	東京都多摩立川保健所
	山口 晃一	東大和市シニアクラブ連合会
	野口 文雄	公募市民

審議経過

(1) 地域福祉審議会 全体会

区分	日程・会場	主な審議内容
令和4 年度 第1回	令和5年1月17日（火） 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none">・令和3年度の実施状況報告について・答申(案)について
令和5 年度 第1回	令和5年11月21日（火） 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none">・第3次東大和市障害者総合プラン(中間案)について・令和5年度地域福祉審議会の予定について
第2回	令和6年2月6日（火） 東大和市立中央公民館	<ul style="list-style-type: none">・第3次東大和市障害者総合プラン(案)について・令和4年度の実施状況報告について・答申(案)について

(2) 地域福祉審議会 障害者部会

区分	日程・会場	主な審議内容
令和4 年度 第1回	令和4年10月13日（木） 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次東大和市障害者総合プラン令和3年度実施状況について ・第3次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査実施概要(案)について
第2回	令和5年2月22日（水） 東大和市立中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査速報値について ・障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて ・基本指針の見直しに伴う新たな成果目標と東大和市の現状について
令和5 年度 第1回	令和5年7月13日（木） 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査結果の考察について ・第3次東大和市障害者総合プランの理念及び目標について ・基本指針の見直しに伴う新たな成果目標と東大和市の現状について ・第4次東大和市障害者総合プラン策定における意向把握について
第2回	令和5年10月17日（火） 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次東大和市障害者総合プラン令和4年度実施状況について ・第3次東大和市障害者総合プラン中間案について
第3回	令和6年1月23日（火） 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次東大和市障害者総合プラン(案)について

(3) パブリックコメント

募集期間	計画（案）閲覧方法	意見
令和5年12月4日（月）～ 令和6年1月4日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・市報12月1日号に掲載 ・東大和市公式ホームページに掲載 ・市役所（障害福祉課）、公民館、市民センター、総合福祉センターは～とふるにおいて計画案の閲覧 	10件

(4) 市民説明会

区分	日程・会場	内 容	参加者
第1回	令和5年12月8日(金) 東大和市役所会議棟	・東大和市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)及び第3次東大和市障害者総合プラン(案)の説明 ・質疑応答 ・その他連絡事項等	0人
第2回	令和5年12月9日(土) 東大和市役所会議棟	・東大和市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)及び第3次東大和市障害者総合プラン(案)の説明 ・質疑応答 ・その他連絡事項等	3人

(5) 地域自立支援協議会

日程・会場	内 容	意見
令和5年12月18日(月) 東大和市総合福祉センターは～とふる	・第3次東大和市障害者総合プラン(案)について	4件

(6) 答申

日程	内 容
令和6年3月22日(金)	・障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関すること

用語解説

あ行

愛の手帳

東京都において知的障害のある人に交付される手帳のこと。障害の程度により 1 度から 4 度の区分で交付される。

意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、可能な限り本人が自ら意思決定ができるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選考の推定をし、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者が行う支援の行為及び仕組みをいう。

医療的ケア児

NICU(新生児集中治療室)等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある児童のこと。

インクルーシブ

「包み込むような」、「包摶的な」との意味。「あらゆる人が孤立したり、排除されないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という理念を表す。

か行

基幹相談支援センター

障害者総合支援法の規定により、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村に設置する機関のこと。

共生型サービス

介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう平成 30 年度から創設されたサービスのこと。

権利擁護事業

認知症高齢者や知的・精神障害者など判断能力が不十分な方に対して、福祉サービス利用の手続きや日常的な金銭の出し入れを有償で手伝う事業。東大和市では社会福祉協議会内の「あんしん東大和」が窓口となっている。

高次脳機能障害

病気や事故などが原因で脳の損傷を受けたため、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知機能に障害が起きた状態をいう。

合理的配慮

障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する社会的障壁を取り除くための個別の調整や変更のこと。障害者差別解消法や障害者雇用促進法で、国、地方公共団体や事業者に対して合理的配慮の提供が義務付けられた。

さ行

社会的障壁

障害者差別解消法で、「障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義され、社会的障壁の除去について、合理的な配慮がされなければならないと規定されている。

障害者活躍推進計画

令和元年の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体において、障害のある職員がその有する能力を有効に發揮して職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施するために、作成し公表することとされた計画。

障害支援区分

市が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案する事項のひとつ。支援の度合いを6段階に分けた区分。認定調査員による認定調査と医師の意見書などを根拠にコンピューターによる一次判定と、審査会による二次判定により決定される。

障害者週間

障害者基本法の規定により、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するために設けられた週間。12月3日から12月9日までの1週間とされている。

情報アクセシビリティ

アクセシビリティ(Accessibility)は「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障害のある人をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWebページなどの情報資源を不自由なく利用できること。

自立支援医療

障害者総合支援法の規定により、心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療、更生医療、育成医療の種別がある。

新興感染症

最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。新型コロナウイルスをはじめ、SARS(重症急性呼吸器症候群)、鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱、エボラ出血熱など。

身体障害

身体障害者福祉法に基づく、心身の障害（視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしやく機能の障害、肢体不自由、内部障害）のこと。

身体障害者補助犬

身体障害のある人の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいう。視覚障害のある人のための盲導犬、聴覚障害のある人のための聴導犬、肢体不自由のある人のための介助犬がある。

精神障害

統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患有すること。

成年後見制度

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして、本人を支援する人として成年後見人を選任する制度のこと。

た行

地域共生社会

地域を構成するあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる社会にすること。

地域自立支援協議会

障害のある人が地域で自立した生活をしていくための支援体制が整備されるよう、関係機関のネットワーク構築や社会資源の開発・改善などについて協議する組織。障害者総合支援法により、市町村及び都道府県に設置することが求められている。

地域生活支援事業

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態で効果的・効率的に実施するものとして、障害者総合支援法の規定により市町村または都道府県が実施主体となって行う事業のこと。

地域生活支援拠点

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるための機能を整備して、様々な関係機関が連携して、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みのこと。

地域包括ケアシステム

高齢者や障害のある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるよう保健・医療・福祉等のサービスが総合的に提供され、地域がサポートし合う社会システムのこと。

地域移行

長年にわたって障害者支援施設に入所したり、精神科病院に入院している人が、自ら選んだ場所で安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

知的障害

知的機能の障害が発達期(18歳未満)に表れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもので、知的機能と日常生活能力のいずれもが基準に該当するもの。

通級指導学級

障害の程度が軽く、特別なサポートが必要なのはごく一部という子どもたちが利用する学級。基本的には他の生徒と一緒に通常学級で過ごし、週に数時間程度、通級指導教室に移動して指導を受ける。

デイジー方式

Digital Accessible Information System の略で、視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格のこと。

特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害のある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。対象となるのは、知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害のある児童・生徒で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

特別支援学校

障害のある幼児・児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加への主体的な取組を支援するための指導及び支援のこと。知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とするものを対象に全ての学校において実施されるもの。「学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年)」により推進。

特別支援教室

通常の学級に在籍したまま、個々の児童・生徒に適した特別の指導を受けることができる場を「特別支援教室」という。

な行

難病

発病の機構が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養を必要とするもの。経過が慢性にわたり、単に経済的な負担のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布された。

は行

発達障害

発達障害者支援法に基づく、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

バリアフリー

住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者登録制度

地震等の災害時に避難のための支援が必要な人（避難行動要支援者）を、地域の共助により支援する仕組みをつくるために、あらかじめ避難行動要支援者名簿に登録する制度。登録情報は、地域（民生委員、自治会等）、関係機関（警察署、消防署、社会福祉協議会等）に提供し、災害発生時の安否確認や避難誘導等の支援活動が速やかにできるような体制を整備する。

福祉サービス運営適正化委員会

社会福祉法第83条により設置され、福祉サービスに関する苦情の解決をめざす。福祉サービス利用者の苦情などを適切に解決し利用者の権利を擁護する目的で、平成12年に全国でスタート。東大和市では社会福祉協議会内の「あんしん東大和」が窓口となっている。

福祉サービス第三者評価

社会福祉法人等の事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者・利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

福祉的就労

一般就労が困難な障害のある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うことをいう。

副籍交流

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。

ヘルプカード

障害のある人など手助けを必要とする人が、普段から身に着けておき、緊急時や災害時に周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードのこと。

や行

ユニバーサルデザイン

「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等それぞれの段階のこと。

第3次東大和市障害者総合プラン

第6次東大和市障害者計画

第7期東大和市障害福祉計画

第3期東大和市障害児福祉計画

令和6年3月

発 行／東大和市

編 集／東京都 東大和市 地域福祉部障害福祉課

〒207-8585 東京都東大和市中央3-930

TEL(042)563-2111

FAX(042)563-5928

